

平群町
子どもの未来応援計画



平成 29 年 3 月
平 群 町



は じ め に

本町では、少子高齢化の進行が近隣自治体と比較しても顕著なことから、これに歯止めを掛けるべく「子育て支援No.1宣言」を行い、行政が総力をあげて子育てを応援する施策を実施してきました。

具体的には、妊婦健診への助成、幼保連携型認定こども園の設置、子育て支援センターを核とした各種相談事業の実施、すべての小学校への学童保育所設置、高校卒業までの子ども医療費を無償化とするなど、子どもたちの成長に合わせた子育て支援施策等であります。



しかしながら、「子どもの生活に関する実態調査」からは、収入を含め生活上の困難な状況にある家庭と、そうでない家庭において、子どもの生活習慣や自己肯定感に違いがみられ、さらには貧困の連鎖への影響がみられる結果が浮き彫りとなりました。

こうした状況に対応するため、今般の「子どもの貧困対策の推進に関する法律」や「子供の貧困対策に関する大綱」に基づき、平成29年度を始期とする「平群町子どもの未来応援計画」を策定しました。

すべての子どもは、これからの社会を担う大切な存在です。子ども一人一人が心身ともに健やかに育つことは親や家族をはじめ、すべての住民に共通する願いでもあります。

今後の計画推進にあたりましては、行政だけでなく住民のみなさま、子育て支援団体等の参画と協働による取り組みが必要不可欠となりますので、より一層のご理解とご協力をお願いいたします。

最後になりましたが、この計画策定におきましては、平群町子どもの未来応援地域対策協議会をはじめ、多くの住民のみなさまや各関係機関の方々にご協力をいただきました。心から感謝を申し上げます。

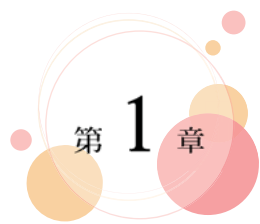
平成29年3月

平群町長 岩崎 万勉

目 次

第1章	総 則	1
1	子どもの貧困対策に関する国の動き	1
2	本町の計画策定の背景と趣旨	3
3	計画の位置づけ	4
4	計画の期間と対象	4
5	計画の進行管理	4
第2章	本町の子どもの生活状況	5
1	子どもとその家庭の状況	5
(1)	生活保護受給世帯の状況	5
(2)	児童扶養手当受給世帯数の状況	5
(3)	就学援助認定者数の状況	6
2	子どもの生活に関する実態調査について	7
(1)	子どもの生活に関する実態調査の概要	7
(2)	実態調査からみられる現状	8
	・生活貧困層と非生活貧困層との分析	9
①	視点「子どもの健やかな育ち」	10
②	視点「保護者の養育環境」	16
3	関係機関に対するヒアリング調査について	21
(1)	関係機関に対するヒアリング調査の概要	21
(2)	関係機関に対するヒアリング調査からみられる現状	22
4	現状と課題のまとめ	26
(1)	視点「子どもの健やかな育ち」	26
(2)	視点「保護者の養育環境」	26
第3章	計画の基本的な考え方	27
1	基本理念	27
2	基本目標	28
(1)	家庭・地域と連携し、子どもの「生きる力」を支え育みます	28
(2)	子どもの生活を支える家庭環境を支援します	28
3	計画の体系	29

第4章	施策の展開	30
基本目標1	家庭・地域と連携し、子どもの「生きる力」を支え育みます	30
基本施策(1)	子どもの心身の健全な発達の支援	30
基本施策(2)	学びの基礎づくり	31
基本施策(3)	困難を抱えやすい子どもへの支援	33
重点プロジェクト1	子どもの夢と育ちの応援プロジェクト	34
基本目標2	子どもの生活を支える家庭環境を支援します	36
基本施策(1)	子育てにおける孤立しない仕組みづくり	36
基本施策(2)	保護者の生活支援・就労支援の推進	37
基本施策(3)	支援する人材の確保等	38
重点プロジェクト2	すべての保護者の子育て応援プロジェクト	39
参考資料		42
1	「子育て支援システム」について	42
2	策定経過	44
3	平群町子どもの未来応援地域対策協議会設置要綱	45
4	平群町子どもの未来応援地域対策協議会名簿	47



総 則

1 子どもの貧困対策に関する国の動き

国民生活基礎調査によると、子どもの相対的貧困率は平成6年頃からおおむね上昇傾向にあり、平成24年には16.3%となっています。子どもがいる現役世帯の相対的貧困率は15.1%であり、そのうち、大人が1人の世帯の相対的貧困率が54.6%と、大人が2人以上いる世帯に比べて非常に高い水準となっています。

また、経済的理由により就学困難と認められ就学援助を受けている小学生・中学生は平成24年には約155万人で、平成7年度の調査開始以降初めて減少しましたが、その主な原因は子どもの数全体の減少によるものであり、就学援助率は、この10年間で上昇を続けており、平成24年度には過去最高の15.64%となっています。

国では、このような状況を受け、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の支援、生活の支援、就労の支援、経済的支援等の施策を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を平成26年1月に施行しました。

さらに平成26年8月には、子どもの貧困対策についての基本的な方針等を定めた「子供の貧困対策に関する大綱」が策定され、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備を図るとともに、すべての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指した、今後の子どもの貧困対策における基本的な方針が示されました。

相対的貧困率とは、ある国や地域の大多数よりも貧しい相対的貧困者の全人口に占める割合のこと。単純な購買力よりも国内の所得格差に注目する指標であるため、日本など比較的豊かな先進国でも高い割合が示される。一方で、絶対的貧困率とは、必要最低限の生活水準を維持するための食糧・生活必需品を購入できる所得・消費水準に達していない絶対貧困者が、その国や地域の全人口に占める割合のこと。

＜参考＞「子供の貧困対策に関する大綱」の概要

○子供の貧困対策に関する基本的な方針

- 1 貧困の世代間連鎖の解消と積極的な人材育成を目指す。
- 2 第一に子供に視点を置いて、切れ目のない施策の実施等に配慮する。
- 3 子供の貧困の実態を踏まえて対策を推進する。
- 4 子供の貧困に関する指標を設定し、その改善に向けて取り組む。
- 5 教育の支援では、「学校」を子供の貧困対策のプラットフォームと位置付けて総合的に対策を推進するとともに、教育費負担の軽減を図る。
- 6 生活の支援では、貧困の状況が社会的孤立を深刻化させることのないよう配慮して対策を推進する。
- 7 保護者の就労支援では、家庭で家族が接する時間を確保することや、保護者が働く姿を子供に示すことなどの教育的な意義にも配慮する。
- 8 経済的支援に関する施策は、世帯の生活を下支えするものとして位置付けて確保する。
- 9 官公民の連携等によって子供の貧困対策を国民運動として展開する。
- 10 当面今後5年間の重点施策を掲げ、中長期的な課題も視野に入れて継続的に取り組む。

○子供の貧困対策に関する当面の重点施策

1 教育の支援

- (1) 「学校」をプラットフォームとした総合的な子供の貧困対策の展開
- (2) 貧困の連鎖を防ぐための幼児教育の無償化の推進及び幼児教育の質の向上
- (3) 就学支援の充実
- (4) 大学等進学に対する教育機会の提供
- (5) 生活困窮世帯等への学習支援
- (6) その他の教育支援

2 生活の支援

- (1) 保護者の生活支援
- (2) 子供の生活支援
- (3) 関係機関が連携した包括的な支援体制の整備
- (4) 子供の就労支援
- (5) 支援する人員の確保等
- (6) 妊娠期からの切れ目のない支援等

3 保護者に対する就労の支援

4 経済的支援

5 国際化社会への対応等

2 本町の計画策定の背景と趣旨

本町では、これまで平群町第5次総合計画に基づき、地域と連携した子育て支援に取り組むとともに、子どもや青少年が活躍できる場・機会の充実や、人間力を育む教育を推進し、次世代を担う人材を育む環境づくりに取り組み、子育て・教育の場として選ばれるまちづくりを推進してきました。

全国学力・学習状況調査においても、将来の夢や目標を持っている子どもは、小学校、中学校ともに伸び、全国や県の平均と比べてやや高く、自分らしい生き方を実現するための力を着実に身につけていることがうかがえます。

しかし、全国的に地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加等により子どもや子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、基本的な生活習慣やコミュニケーション能力が十分に育っていないことなどが指摘されています。

このような状況のなか、本町においては、子育て支援センターを拠点に不登校児への支援を実施し、行き場のない子どもたちの居場所を確保しているとともに、ひとり親家庭の自立と生活の安定を支援するための相談事業や経済支援等を実施しています。

今般の「子どもの貧困対策の推進に関する法律」や「子供の貧困対策に関する大綱」を踏まえ、本町の子どもたちの生活に関する実態を調査するとともに、それらに影響を及ぼす要因を分析したうえで、平群町に住むすべての子ども・家庭への切れ目ない支援につなげることを目的に、「子どもの夢と育ちを応援する」とともに、「すべての保護者の子育てを応援する」計画を策定しました。



3 計画の位置づけ

本計画は、上位計画である「平群町第5次総合計画」との整合性を図り、さらに「平群町子ども・子育て支援事業計画」や「第3次へぐりのびのび子育てプラン」など子どもの貧困対策に関連する各分野の個別計画との連携・整合を図ります。

4 計画の期間と対象

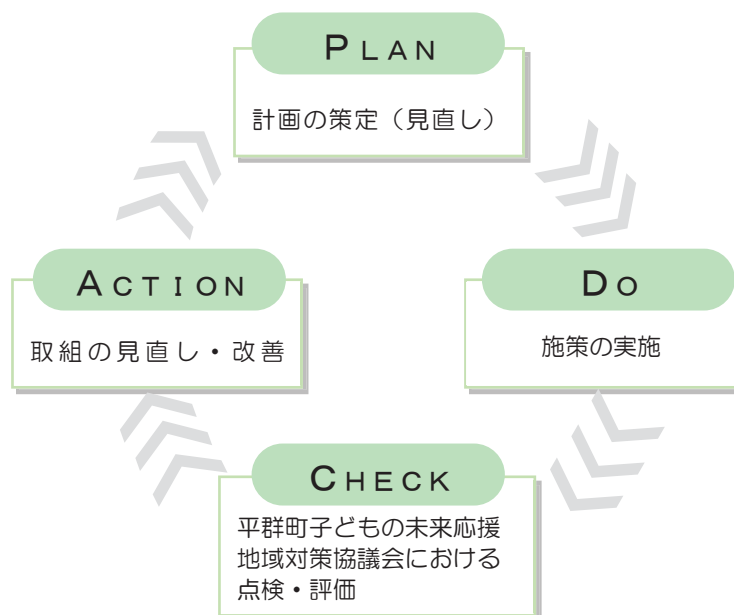
本計画の計画期間は、平成29年度から33年度までの5年間です。

本計画の対象は、原則として妊娠期から18歳までのすべての子どもとその家庭とします。

5 計画の進行管理

本計画期間においては、「平群町子どもの未来応援地域対策協議会」を設置運営し、各施策の進捗状況等を評価・検証します。

社会経済状況をはじめとする子どもの貧困を取り巻く環境の変化をとらえながら、本計画および各施策の計画期間中においても見直し・改善を進めます。





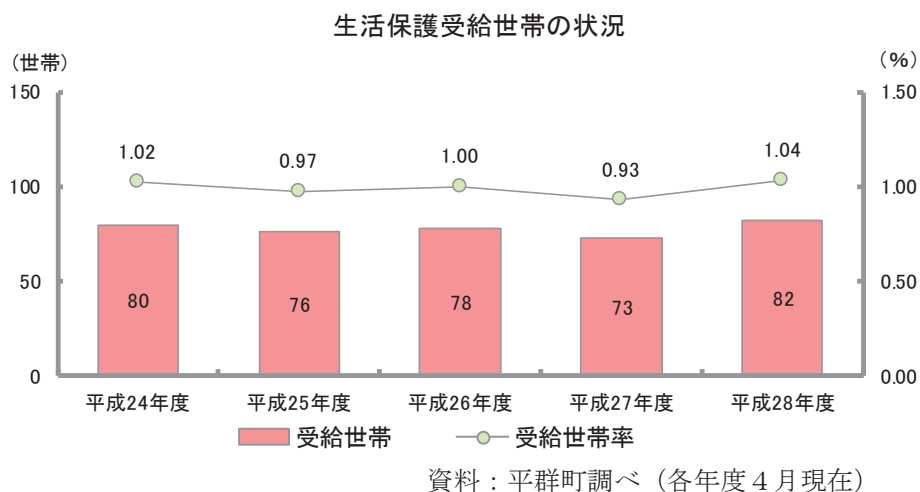
第2章

本町の子どもたちの生活状況

1 子どもとその家庭の状況

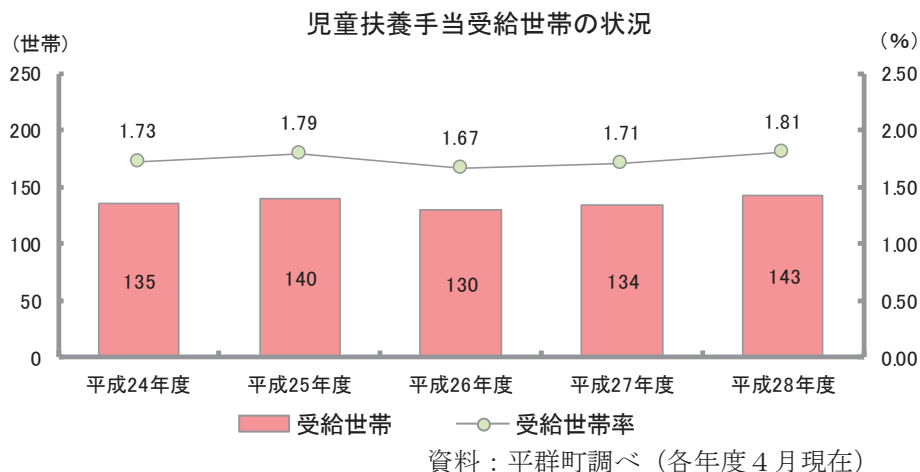
(1) 生活保護受給世帯の状況 ● ● ● ● ● ● ● ●

生活保護受給世帯数は平成24年度から80世帯前後で横ばいとなっているものの、平成28年度は過去5年間で最も高く82世帯、受給世帯率1.04%（生活保護受給世帯数/全世帯数）となっています。



(2) 児童扶養手当受給世帯数の状況 ● ● ● ● ● ● ● ●

児童扶養手当受給世帯数は平成26年度以降増加傾向となっており、平成28年度で143世帯、受給世帯率1.81%（児童扶養手当受給世帯数/全世帯数）となっています。

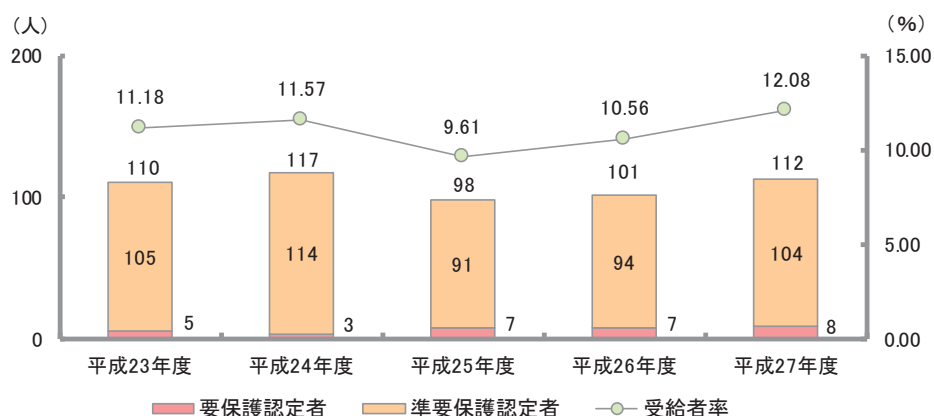


(3) 就学援助認定者数の状況 ●●●●●●●●

① 小学校

小学校の就学援助の状況をみると、平成25年度以降、就学援助認定者数（要保護認定者・準要保護認定者）が年々増加し、平成27年度では112人、受給者率12.08%（就学援助認定者数/全児童数）となっています。

就学援助の状況（小学校）

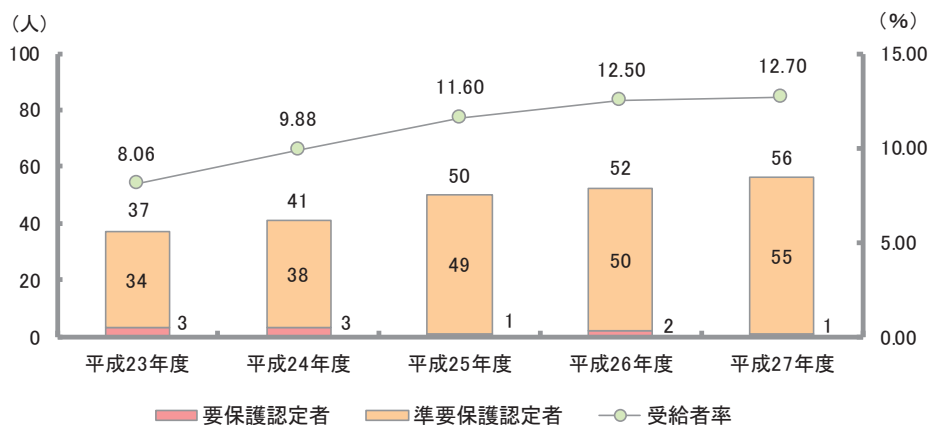


資料：平群町調べ（各年度3月末現在）

② 中学校

中学校の就学援助の状況をみると、就学援助認定者数（要保護認定者・準要保護認定者）が年々増加し、平成27年度では56人、受給者率12.70%（就学援助認定者数/全児童数）となっています。

就学援助の状況（中学校）



資料：平群町調べ（各年度3月末現在）

※要保護認定者：生活保護法による扶助を受けている世帯にいる児童生徒で教育委員会が認定した者。

※準要保護認定者：要保護者に準ずる程度に困窮し、就学が困難な状況の世帯にいる児童生徒で、教育委員会が認定した者。

2 子どもの生活に関する実態調査について

本町における子どもの実態を明らかにするために、アンケート方式による調査を行いました。

(1) 子どもの生活に関する実態調査の概要 ● ● ● ● ● ● ●

① 調査の目的

保護者の生活状況と子どもの生育状況等の実態について、「平群町子どもの生活に関する実態調査」を行いました。

② 調査期間

平成28年10月26日から12月2日まで

③ 調査対象及び件数

住民基本台帳より抽出した町内の中学3年生までの子どもをもつ全世帯（1,300世帯）

④ 調査手法

- ・郵送による配布回収にて実施
- ・アンケートは保護者用と子ども用を作成。子ども用については、小学生低学年
・小学生高学年・中学生の3区分とし、就学前児童は保護者のみの回答
- ・世帯用封筒に回答者用の個別封筒を同封し、各記入者の個人情報に配慮

⑤ 調査項目

- ・世帯の構成・収入・就労・生活状況、行政支援の利用状況、利用している行政支援の効果・課題・ニーズ、子どもの生活習慣、学習習慣、自己肯定感等

⑥ 回収状況

対象	配布数	有効回答数	有効回答率
保 護 者	2,600 通	969 通	37.3%
小学生低学年	423 通	166 通	39.2%
小学生高学年	499 通	187 通	37.5%
中 学 生	503 通	177 通	35.2%

⑦ 集計方法

本調査は、本町の子どもたちの未来を応援するための実態把握として位置づけし、小学生低学年、小学生高学年、中学生の回答結果を基本に集計しました。また、困難な状況にある子どもたちの実態を分析するとともに、子どもの養育環境を保護者の回答結果と関連づけながら集計しました。

(2) 実態調査からみられる現状 ●●●●●●●●

本計画では、生活貧困層として、困難な状況にある家庭を定義づけするものとし、実態調査結果から、「家庭からみた生活の困難」「子どもからみた生活の困難」「世帯収入からみた困難」の要素で生活貧困層と非生活貧困層に区分し分析しました。

【生活貧困層の要素】

要素1：家庭からみた生活の困難

急な出費で家計のやりくりができない経験、債務が返済できない経験、ライフラインが止められた経験が1つ以上あると回答した世帯
→17.8%

要素2：子どもからみた生活の困難

所有物に関する項目に関して、経済的な理由等で与えられていないと想定できる項目があると回答した世帯
→中学生アンケートのみ調査設計されているため、算出しない

要素3：世帯収入からみた困難

公的年金や社会保障給付を含めた世帯の総収入額が一定水準135.3万円（平成26年度国民生活基礎調査より）未満とみなされる世帯、または制度利用世帯（児童扶養手当、生活保護等）
→7.3%

要素3に該当した7.3%の方は相対的貧困域にある子育て世帯と言えます。また、要素1と3のどちらかに該当した方を対象とすると、24.0%という数値が算出され、本町で保有する税情報に基づく独自算出により算出された、23.9%と近似します。

そこで、本計画では、相対的貧困域になる可能性が高い層を境界域として、「生活貧困層の割合」を24.0%として独自設定します。

生活貧困層と非生活貧困層との分析

実態調査項目

①保護者の状況に関する分析

- ・世帯構成
- ・住まい
- ・就業の状況（就業の有無・就業形態）
- ・健康状態・生活習慣
- ・相談相手・頼れる人の有無
- ・社会とのつながり
- ・子どもの進学に関する希望
- ・子育てについて
- ・病院への受診状況
- ・障害手帳の有無
- ・現在の悩みや不安
- ・必要な支援 等

②子どもの状況に関する分析

- ・学校生活の状況
- ・学校外の勉強等の状況
- ・生活・食習慣
- ・進学希望
- ・友達関係
- ・親子関係
- ・相談相手
- ・家庭での手伝い
- ・病院への受診状況
- ・自己肯定感
- ・自己無力感
- ・自己所有物 等

調査結果

①生活困難の状況について

- ・経済的困難
- ・就業の困難（非正規雇用・低賃金・失業など）

②保護者の日常生活について

- ・保護者の孤立
- ・家庭環境の問題
- ・相談相手・頼れる相手の不在、情報の不足

③子どもの学力、キャリア形成について

- ・不十分な学習環境
- ・学力・学習意欲の低下
- ・進学に関する希望格差

④子どもの日常生活について

- ・生活習慣の乱れ
- ・健康状態の悪化

⑤子どもの孤立の状況について

- ・子どもへのケアの不足
- ・子どもの孤立化
- ・自己肯定感の低下
- ・自己無力感の増加

視点「子どもの健やかな育ち」

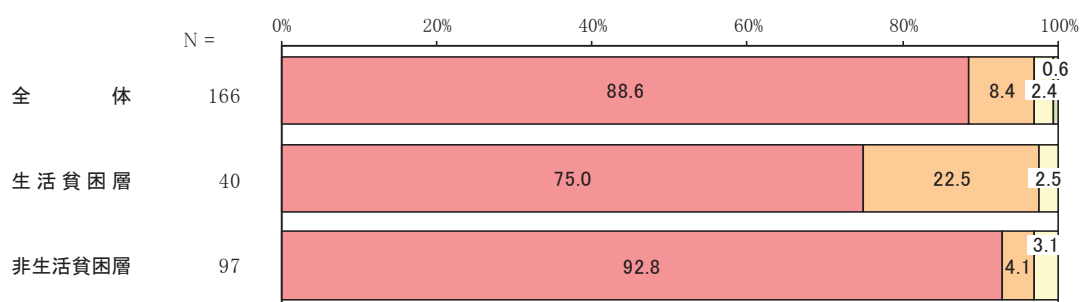
視点「保護者の養育環境」

①視点「子どもの健やかな育ち」

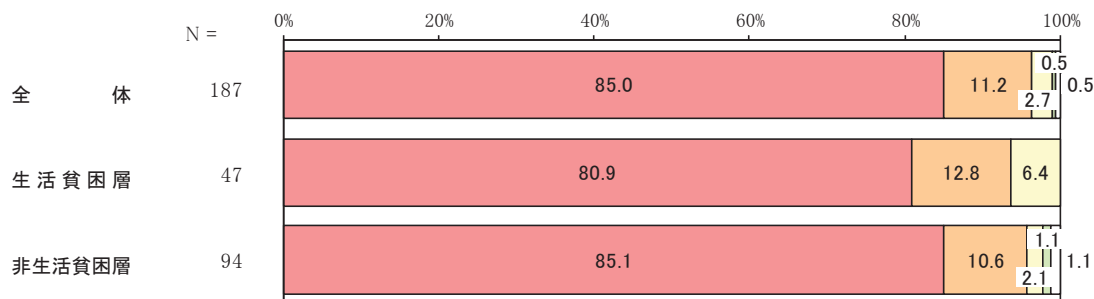
「毎日朝ごはんを食べていますか」は、小学生低学年、小学生高学年、中学生ともに、非生活貧困層に比べ、生活貧困層で「毎日食べている」の割合が低くなっています。特に、小学生低学年の生活貧困層で75.0%、非生活貧困層で92.8%となっており、家庭環境が子どもの朝食の摂取状況に影響を及ぼしていると考えられます。

【毎日朝ごはんは食べていますか（子ども）】

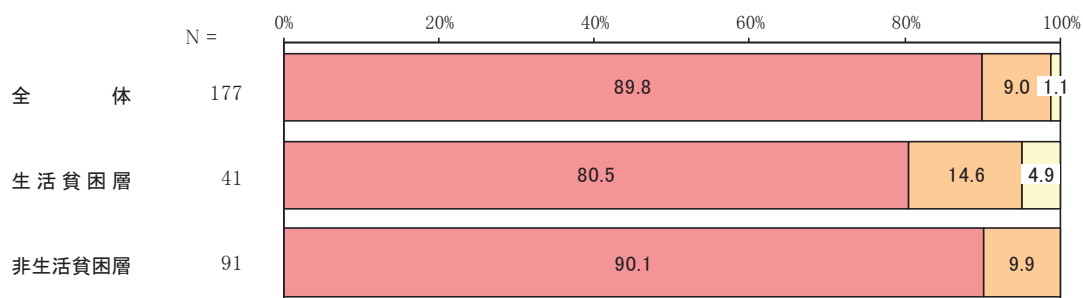
<小学生低学年>



<小学生高学年>



<中学生>



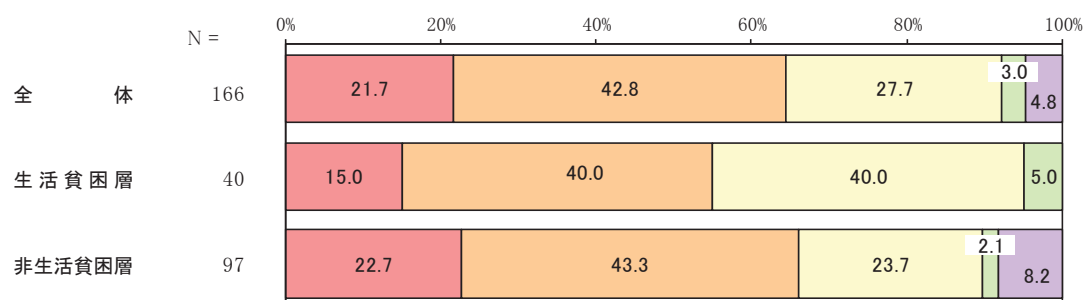
■ 毎日食べている
 ■ 食べない日もある
 ■ あまり食べない
■ ぜんぜん食べない
 □ 無回答

※生活貧困層と、非生活貧困層に区分できない不明回答があるため、全体と生活貧困層＋非生活貧困層の合計が異なります。(次頁以降同様)

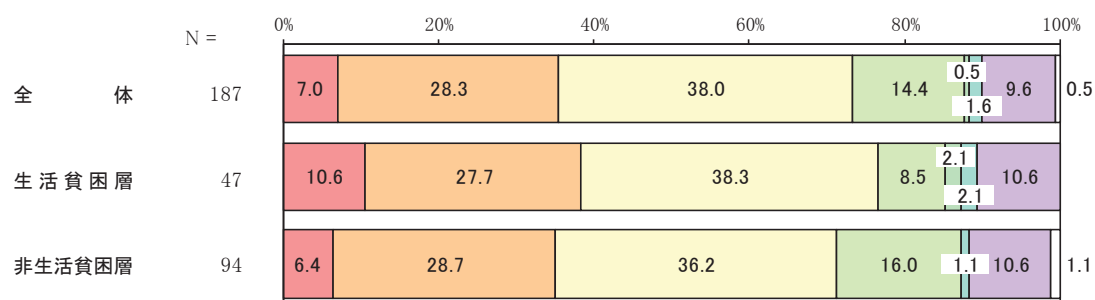
「ふだん何時に寝ていますか」は、小学生低学年の生活貧困層で「午後10時台」の割合が40.0%と、非生活貧困層の23.7%に比べ高くなっており、家庭環境が子どもの就寝時間に影響を及ぼしていると考えられます。

【ふだん何時に寝ていますか（子ども）】

<小学生低学年>



<小学生高学年>



<中学生>

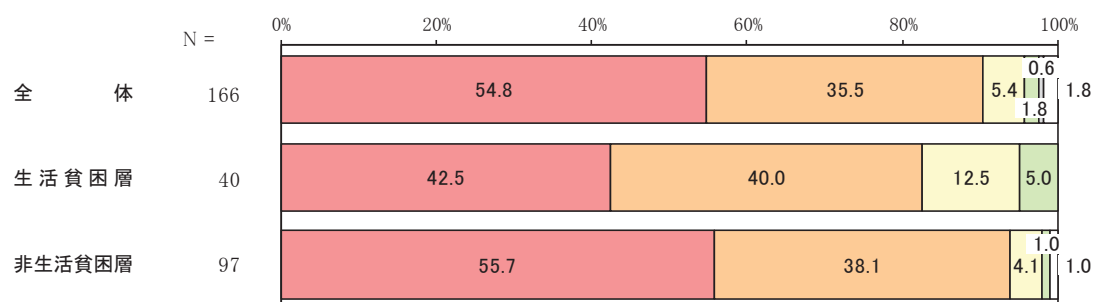


■ 午後9時より前
 ■ 午後9時台
 ■ 午後10時台
 ■ 午後11時台
■ 午前0時台
■ 午前1時より後
■ きまっていない
■ 無回答

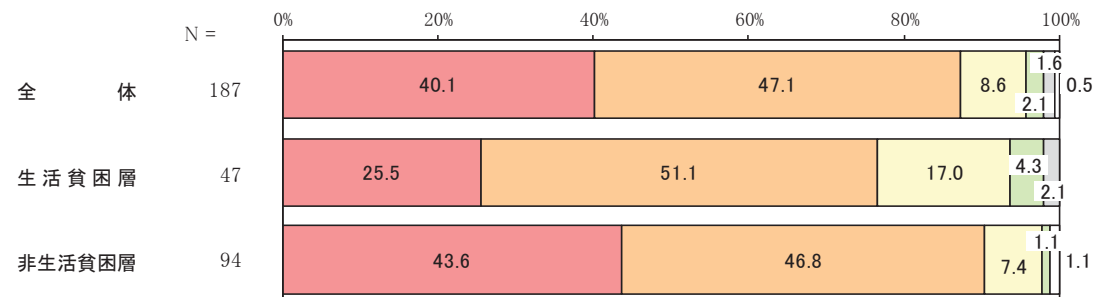
「学校の勉強はよくわかりますか」は、小学生低学年、小学生高学年、中学生ともに、非生活貧困層に比べ、生活貧困層で「よくわかる」の割合が低くなっています。特に、小学生高学年の生活貧困層で「あまりわからない」の割合が17.0%、非生活貧困層で7.4%となっていることから、生活貧困層に対する学習支援が必要であると考えられます。

【学校の勉強はよくわかりますか（子ども）】

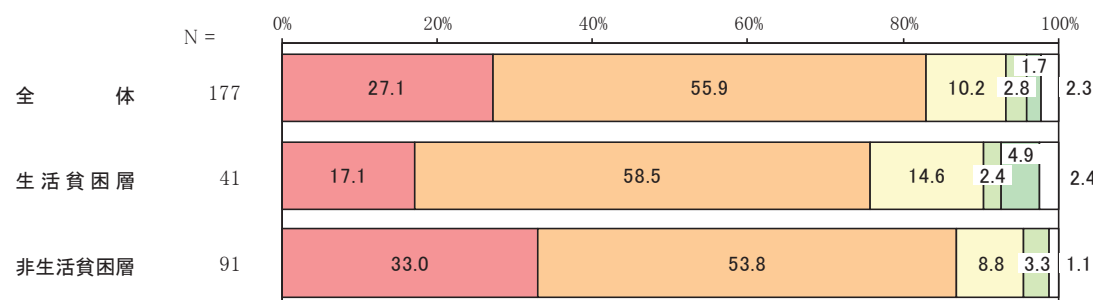
<小学生低学年>



<小学生高学年>



<中学生>

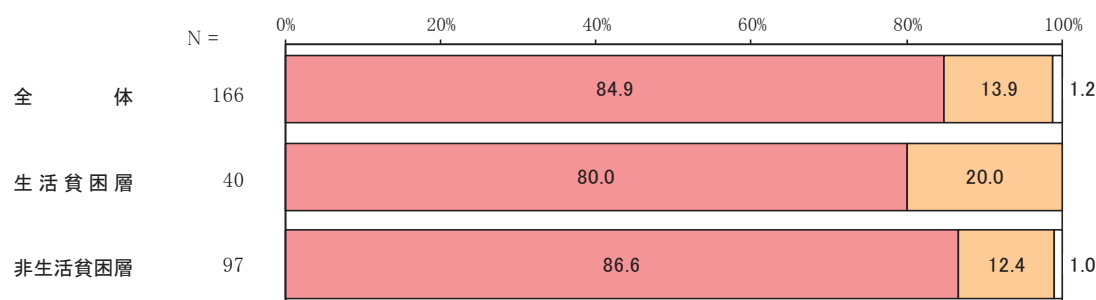


■ よくわかる
 ■ だいたいわかる
 ■ あまりわからない
■ ほとんどわからない
 ■ どちらともいえない
 ■ 無回答

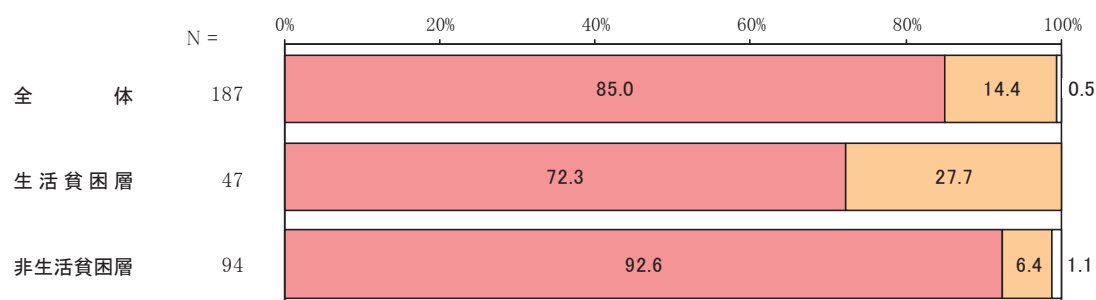
「塾に行ったり、習い事をしていますか」は、小学生低学年と小学生高学年で、非生活貧困層に比べ、生活貧困層で「はい」の割合が低くなっています。特に、小学生高学年の生活貧困層で72.3%、非生活貧困層で92.6%となっており、家庭環境が子どもの塾などの学習環境に影響を及ぼしていると考えられます。

【塾に行ったり、習い事をしていますか（子ども）】

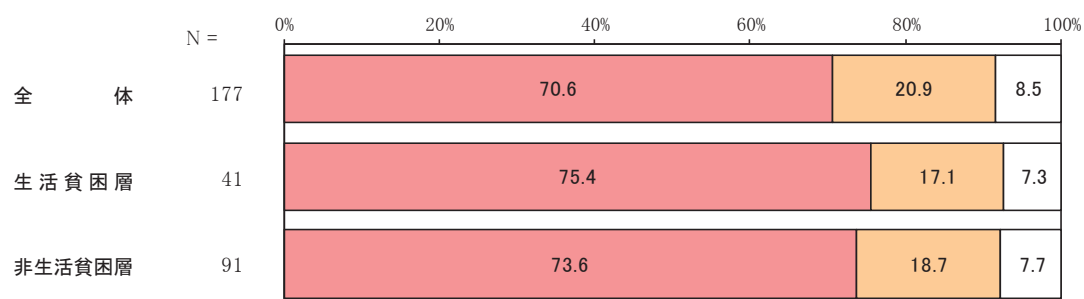
<小学生低学年>



<小学生高学年>



<中学生>

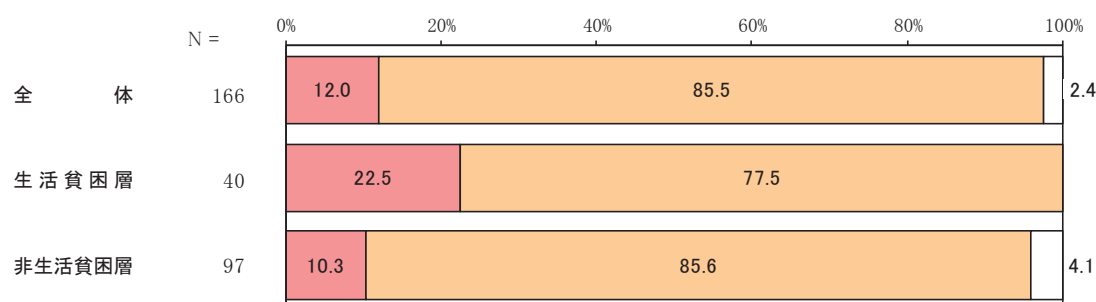


■ はい ■ いいえ □ 無回答

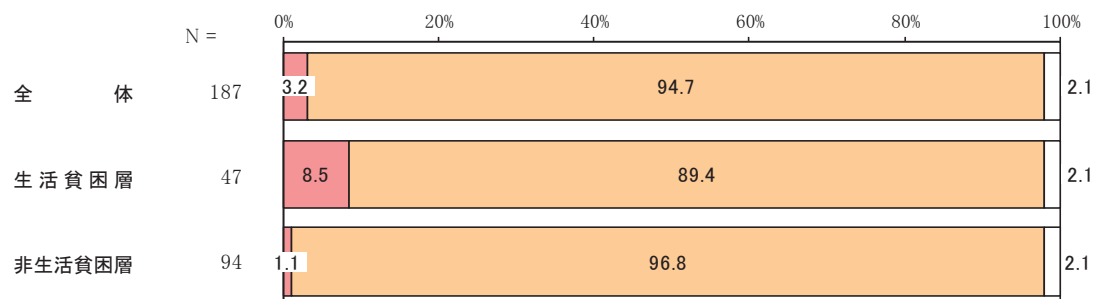
「クラスのなかでいじめを受けている」は、小学生低学年と小学生高学年で、非生活貧困層に比べ、生活貧困層で「あてはまる」の割合が高くなっています。特に、小学生低学年の生活貧困層で「あてはまる」の割合が22.5%、非生活貧困層で10.3%となっています。

【クラスのなかでいじめを受けている（子ども）】

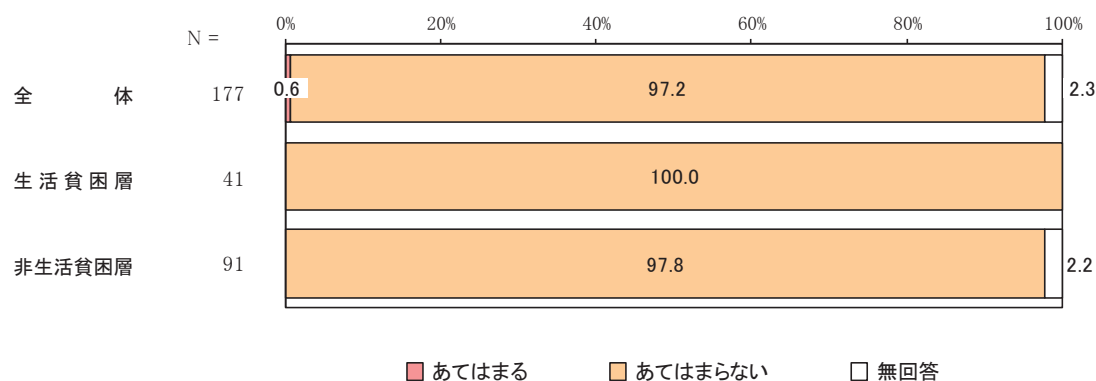
<小学生低学年>



<小学生高学年>

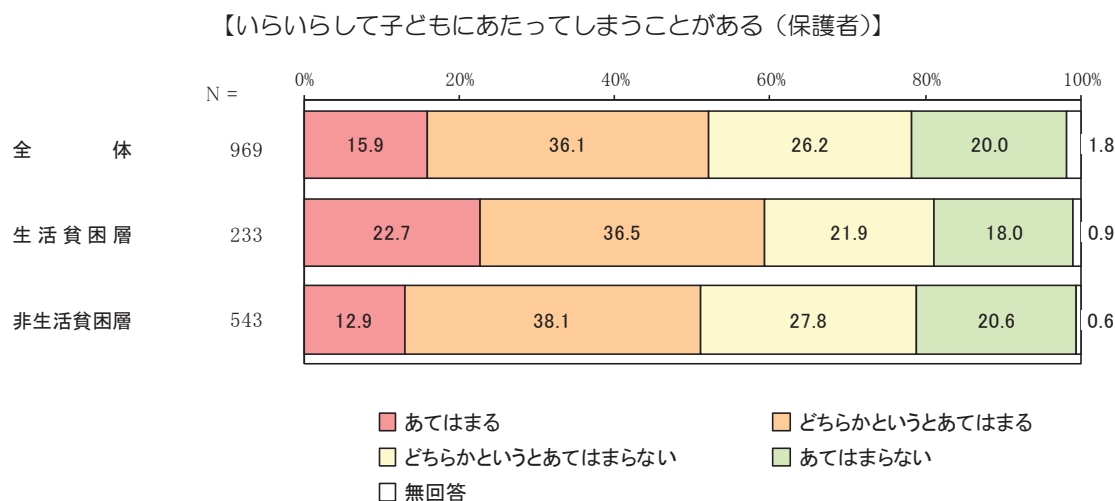


<中学生>

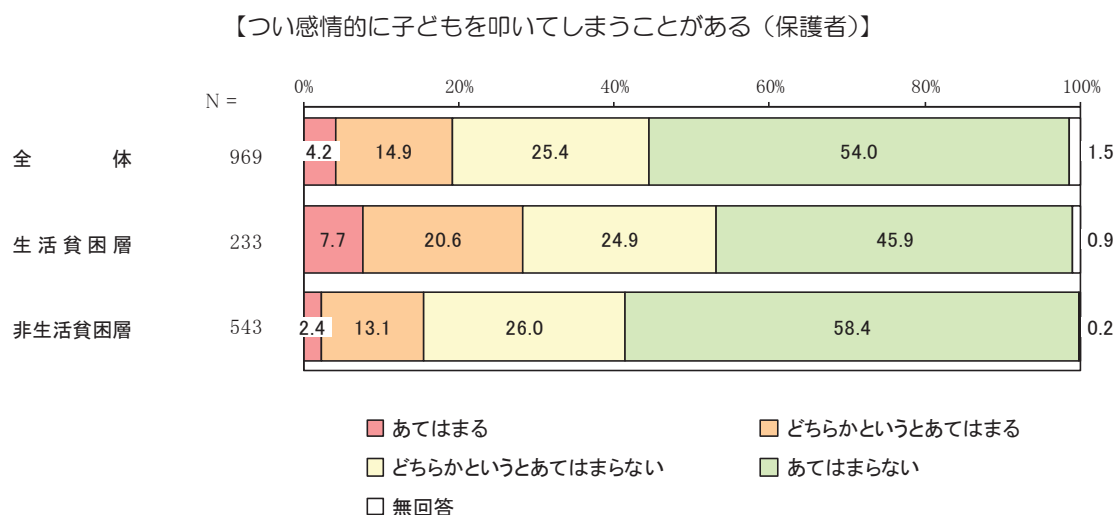


赤色 あてはまる 黄色 あてはまらない 白色 無回答

「いらいらして子どもにあたってしまうことがある」は、生活貧困層で「あてはまる」の割合が22.7%、非生活貧困層で12.9%となっており、家庭環境が保護者の心理的な状況に影響していると考えられます。



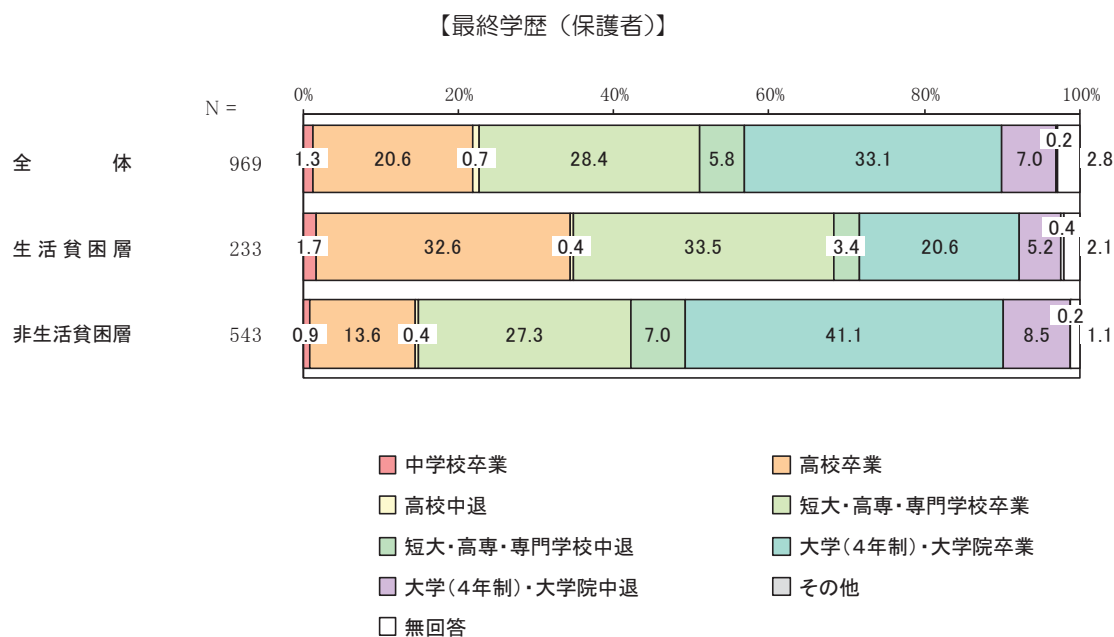
「つい感情的に子どもを叩いてしまうことがある」は、生活貧困層で「あてはまる」と「どちらかというにあてはまる」をあわせた“あてはまる”の割合が28.3%、非生活貧困層で15.5%となっており、上記同様に、家庭環境が保護者の心理的な状況に影響を及ぼしていると考えられます。



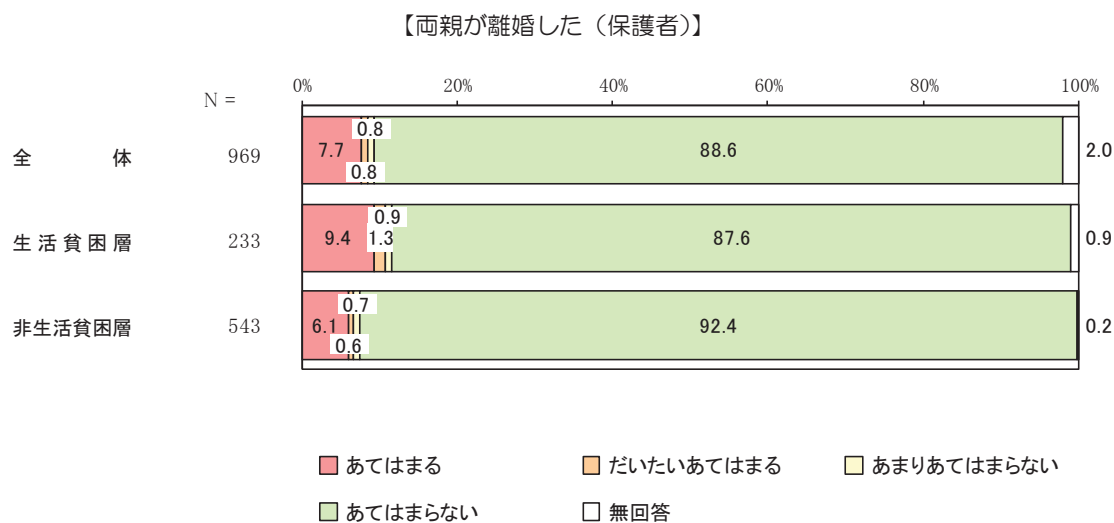
「夕方の食事の摂り方」「父親と母親との会話」「学校に遅れることがある」などの質問については、生活貧困層と非生活貧困層で大きな差がみられない結果となりました。

②視点「保護者の養育環境」

「最終学歴」は、生活貧困層で“中学校卒業（高校中退含む）や高校卒業”の割合が34.7%、非生活貧困層で14.9%となっており、現在の家庭環境と保護者の最終学歴に相関がみられます。

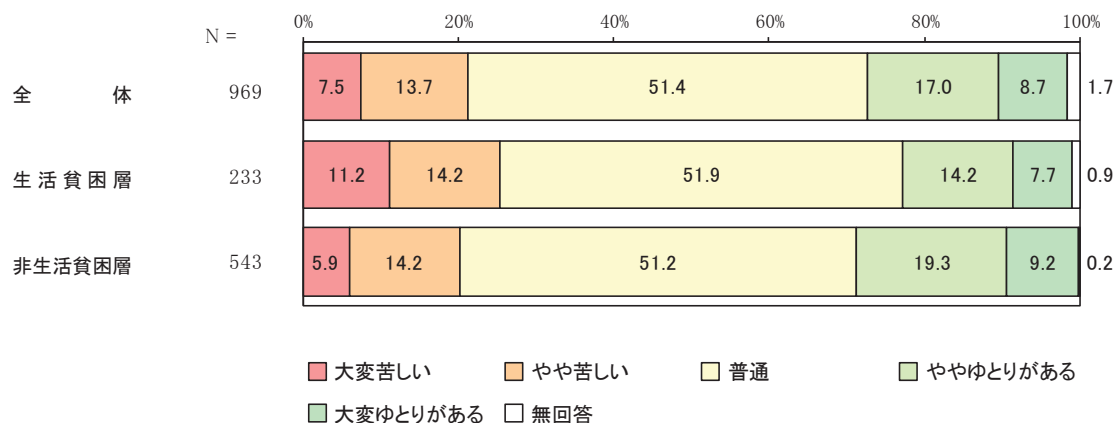


「両親が離婚した」は、生活貧困層で「あてはまらない」の割合が87.6%、非生活貧困層で92.4%となっています。



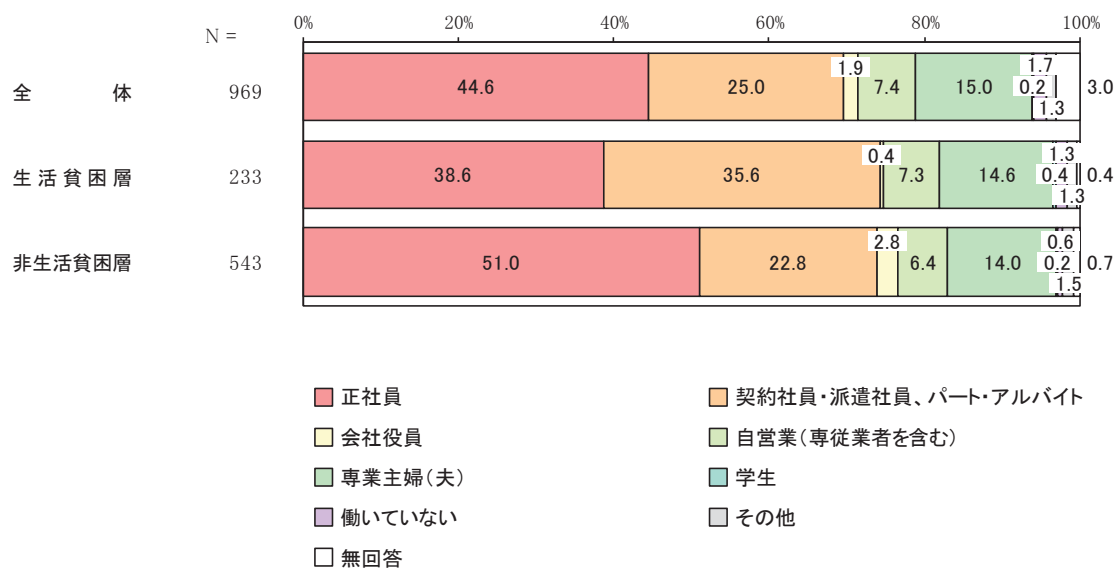
「15歳頃のご家庭の暮らし向きはどうだったと感じますか」は、生活貧困層で「大変苦しい」の割合が11.2%、非生活貧困層で5.9%となっています。

【15 歳頃のご家庭の暮らし向きはどうだったと感じますか（保護者）】



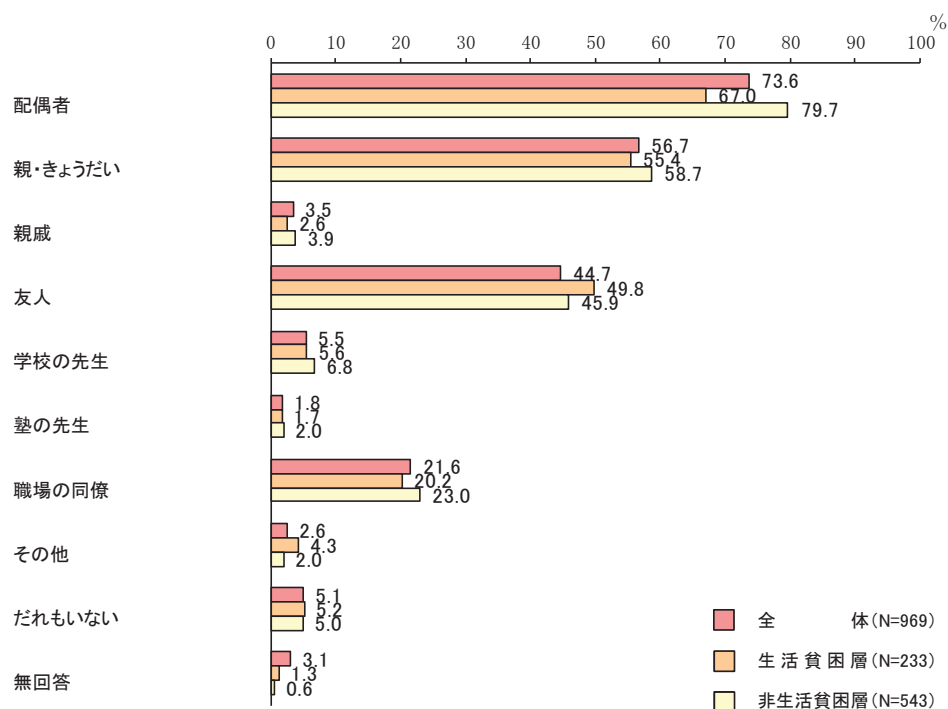
「現在の就労に関する状況はどれですか」は、生活貧困層で「契約社員・派遣社員、パート・アルバイト」の割合が35.6%、非生活貧困層で22.8%となっており、現在の保護者の就労状況と家庭環境に相関がみられます。

【現在の就労に関する状況はどれですか（保護者）】



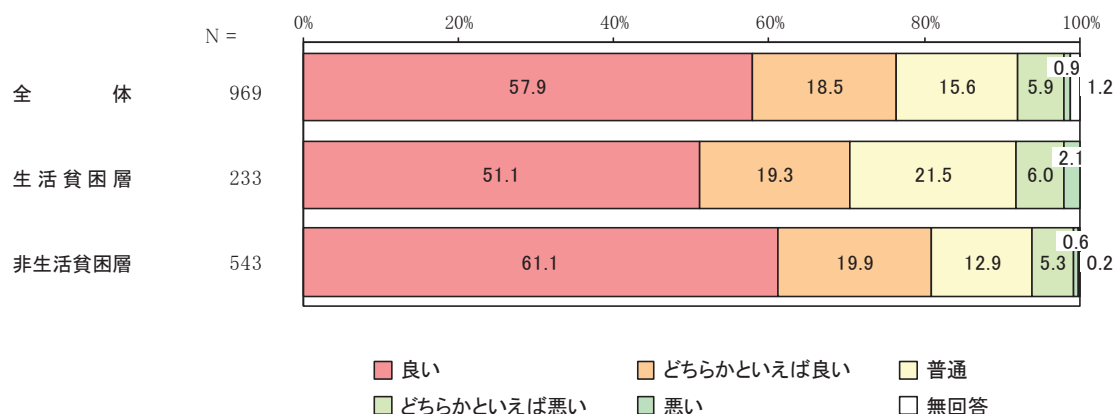
「日々の暮らしの中で、何か悩みがあった時に、相談したり頼ったりできる人はどなたですか」は、生活貧困層で「配偶者」の割合が67.0%、非生活貧困層で79.7%と大きく開きがあり、ひとり親家庭による影響、もしくは夫婦間で相談がしづらい関係になっていることがうかがわれます。

【日々の暮らしの中で、何か悩みがあった時に、相談したり頼ったりできる人はどなたですか（保護者）】



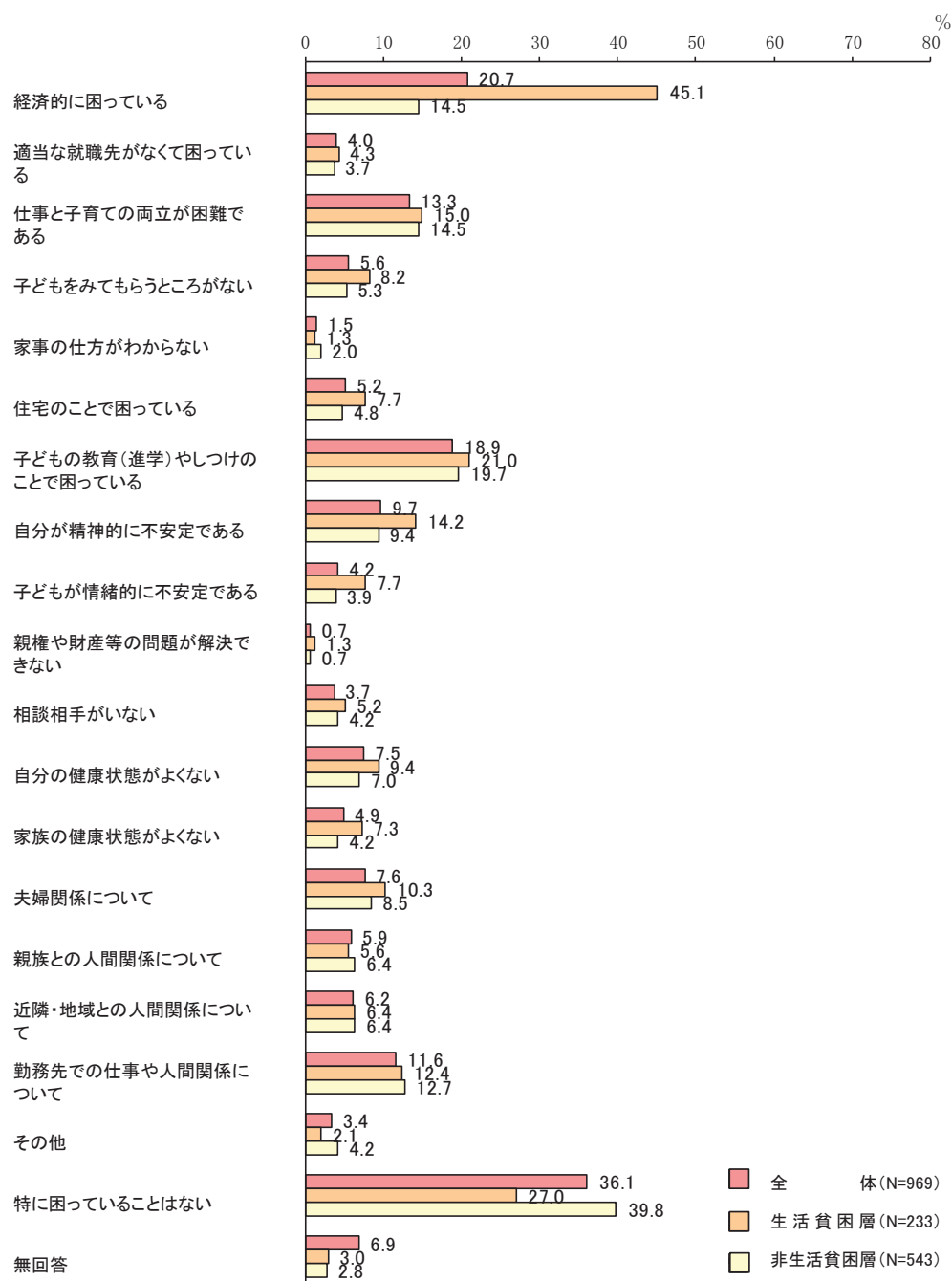
「健康状態」は、生活貧困層で「良い」の割合が51.1%、非生活貧困層で61.1%となっており、現在の保護者の健康状態と家庭環境に相関がみられます。

【健康状態（保護者）】

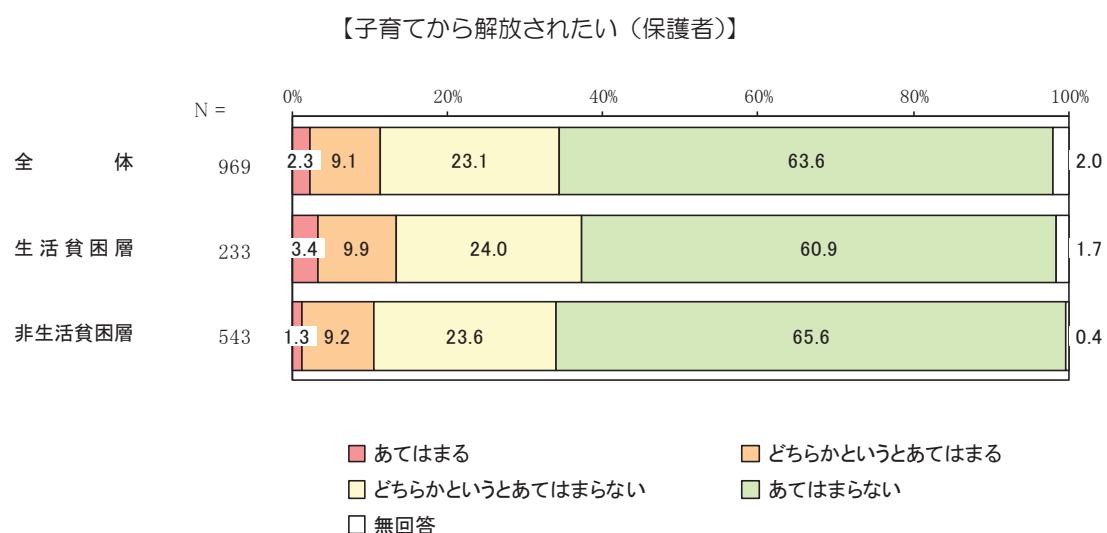


「現在、どのような悩みや不安を感じていますか」は、生活貧困層で「経済的に困っている」の割合が45.1%、非生活貧困層で14.5%。また、生活貧困層で「特に困っていることはない」の割合が27.0%、非生活貧困層で39.8%となっています。

【現在、どのような悩みや不安を感じていますか（保護者）】



「子育てから解放されたい」は、生活貧困層で「あてはまらない」の割合が60.9%、非生活貧困層で65.6%となっており、家庭環境が子育て感に影響を及ぼしていると考えられます。



「地域の行事への参加状況」「学校の行事への参加状況」などの質問については、生活貧困層と非生活貧困層で大きな差がみられない結果となりました。



3 関係機関に対するヒアリング調査について

本町における子育て等に関わる支援の実態を明らかにするために、担い手側に対するヒアリング調査を行いました。

(1) 関係機関に対するヒアリング調査の概要 ●●●●●●●●

① 調査の目的

多くの子どもや保護者と関わっている機関や団体を対象として、取り組んでいる支援の内容や現在の課題等について把握することを目的に実施しました。

② 調査期間

平成29年1月

③ 調査対象

区分	対象
学 校 関 係	こども園、小学校、中学校、学童保育所、平群町連合 PTA
地域関係機関 ・団体	医師会、歯科医師会、民生委員・児童委員協議会、青少年補導委員会、母子寡婦福祉会、保護司会、へぐりCO育てネット
行 政 関 係	奈良県中央こども家庭相談センター 教育委員会、健康保険課、子育て支援センター、都市建設課

④ 調査手法

- ・ヒアリングシートを配布して記入
- ・必要に応じて聞き取り調査を実施

※ほぼ全数の対象団体から聞き取り調査の協力を得られる回答があった。

⑤ 調査項目

- ・支援の対象（子ども、保護者、子どもと保護者）と工夫している内容
- ・家庭や子どもの生活に関する支援が足りていないと思うところ
- ・公的に支援を必要とする、気になる子どもや保護者の傾向
- ・他機関・他団体との連携内容と連携する際の課題
- ・他機関・他団体と連携する際に工夫すること 等

（２）関係機関に対するヒアリング調査からみられる現状 ● ● ● ● ● ● ● ●

○ 支援の対象と工夫している内容

子どもと保護者の両方を支援の対象として取り組んでいる団体が多いことがわかりました。また、その中で工夫している内容として、「家庭や子どもの生活に関する支援」「保護者に対する子育て全般に関する相談支援」「保育・教育に関する支援（通園・通学支援など）」「学習支援」「不登校に関する支援」「関係機関へのつなぎ」など様々でした。

〔具体的な意見〕

- ・少しでも育児不安を軽減できるように、親の声にしっかり耳を傾けるようにしている。（子育て支援センター）
- ・親同士をつなげていくことや、社会とつなげていくなどのコーディネートをしている。（子育て支援センター）
- ・精神的不安定や精神疾患などで支援が必要な場合、家庭訪問や電話による支援を行っている。（健康保険課）
- ・育児サークルでは、親子の状況を把握するように努めている。親子で楽しむ企画のみならず、グループワークにて参加者の交流を図り、育児に関心の深い内容等をテーマした情報交換を行っている。（健康保険課）
- ・発達に不安のある子どものみならず、育児不安のある母親がいれば療育教室につながっている。（健康保険課）
- ・住宅に困窮する低所得者に対して低廉な家賃で賃貸できる町営住宅を提供している。（都市建設課）
- ・学習支援では、気になる児童を放課後残して学習に取り組ませたり、休み時間を使い指導したりしている。（小学校）
- ・保護者との連絡を密にし、学校での児童の様子を（問題行動で気になることだけでなく、日頃のがんばる姿なども）できる限り早く保護者に伝え、学校と家庭が共通認識で児童を励ましたり指導したりできるような関係づくりをしている。（小学校）
- ・各家庭の背景や子どもの成育歴をふまえながら教育活動を行っている。（中学校）
- ・教育環境や子育て支援に関する要望をまとめ、学校や行政に伝えている。（平群町連合PTA）
- ・罪を犯した人は社会復帰にあたり就業が大変難しく、生活設計（収入）に大きく影響することから、雇用の安定や生活を支援することが、その家族の生活や子どもの成長に不可欠である。そのため、協力雇用主の拡大や企業（会社）訪問等を行っている。（保護司会）

○ 支援の内容として足りていないと思うところ

公的な協力・支援の仕組みや制度が不足しているという意見もありましたが、多くは、マンパワーや支援者自身の知識や経験不足という意見があがっていました。その理由として、人件費等、予算は必要だが、公的支援は、継続的に続けていく必要があるため、それを支える支援者側の人材育成が必要という意見でした。

[具体的な意見]

- ・ 出産して母親になるまで赤ちゃんにさわったりすることの経験がないため、出産前に子どもとふれあう機会をつくり経験できるような、これから親になる方々に継続的な支援が必要である。(健康保険課)
- ・ 保護者自身への育児力の弱さを感じることや、育児力の低下による支援が必要な親が増加している。妊産婦等が抱える妊娠・出産や子育てに関する悩み等について、子育て経験者等への相談しやすい、支援体制が必要である。(健康保険課)
- ・ 支援が必要な家庭はいくつかの案件を抱えている場合が多いため、各機関が連携して支援していく必要がある。しかし、支援者側は、指導方法の偏りがあったり、力不足なところがあったりすると感じている。(都市建設課・教育委員会)
- ・ 親の子育ての労をねぎらいながら、親の気持ちに寄りそった支援が必要である。(学童保育所)
- ・ ひとり親家庭の数は年々増加しており、何か手助け出来る事があるかもしれないが、プライバシー保護により何もできない状態でもある。(母子寡婦福祉会)
- ・ 地区内での協働・協力していただく活動人員の養成が急務であると考ええる。(民生委員・児童委員協議会)
- ・ 親として「自己」の作り方や、子どもを育てる夫婦の在り方、家庭の在り方などもゆっくりと振り返る時間を持つ支援が必要である。(へぐりCO育てネット)
- ・ 非行の低年齢化と急激に社会情勢が変化している。(青少年補導委員会)

○ 公的に支援を必要とする、気になる子どもの保護者の傾向

育児不安や産後うつなどが起こりやすい傾向があるという意見があった。

[具体的な意見]

- ・ 出産後、身近に支援者がいない場合、育児不安や産後うつなどになりやすい傾向があるため、公的な支援が必要である。(健康保険課)

○ 他の機関・団体と連携する際の課題

各機関の業務や個人情報の観点から、情報共有が十分にできていないという意見があった。

〔具体的な意見〕

- ・学童保育所入所前に、こども園、幼稚園など、これまでどのような発達支援等が行われてきたか、また子どもの様子や、気をつけなければならないことなど、伝達する機会が必要と考える。子どもは学校生活を引かずして学童保育所に来ることもあるので、学校と学童保育所間での子どもの情報の共有（把握や対応など）をもっと密に行う必要がある。（学童保育所）

○ 他の機関と連携する際に工夫すること

相談を受けた時に、速やかに関係する子育て支援機関や関係者と連携しやすくする仕組みづくりが必要という意見があった。

〔具体的な意見〕

- ・小中学校、子育て支援センター、プリズムめぐり、福祉課など、必要であれば外部の機関がすぐにケース会議を設けて話し合いが持てるために、コーディネートする人材を配置する必要がある。（子育て支援センター）
- ・情報共有の在り方、連絡体制、業務に応じた役割分担の在り方をあらかじめ決めておくなどの事前の体制整備が必要。（都市建設課）
- ・関係機関の間で偏った情報が先行されないようにするための工夫が必要。（小学校）
- ・情報を共有もしくは伝達する窓口が必要。（歯科医師会）



○ その他自由意見

妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援のため、妊産婦及び乳幼児の実情を把握し、妊娠・出産・育児に関する各種の相談に応じ、必要に応じて支援プランの策定や地域の保健医療又は福祉に関する機関との連絡調整を行う包括的な支援機関が必要であるという意見があった。

[具体的な意見]

- ・母子保健分野と子育て支援分野の両分野が連携して支援が受けられ、安心して子育てできる体制を整える必要がある。(健康保険課)
- ・地域の中で、親子が安心、安全に過ごせることが不可欠である。そして学童指導員も多様なニーズの対応に困った時は、教育委員会に相談し、対応策を考えたりしているが、より支援をスムーズに進めるため、専門家にいろいろな角度からのアドバイスを受けれるようになるとうい。(学童保育所)
- ・家庭支援保育教諭が、気になる家庭中心に家庭訪問を行う中で、家庭での様子をうかがい、相談・援助を積極的に行う必要がある。(ゆめさとこども園)
- ・保護者及び家庭支援の相談ケースがあった際、ソーシャルワーカー等の専門的知識を持った方と気軽に相談できる機関があればよい。(小学校)
- ・学習塾等に通学させたくても金銭的な負担がかなりあるため、他府県で行っている様なボランティアで支援するシステムがあるとよい。(母子寡婦福祉会)
- ・少子化、核家族化等の影響により、こども会等の組織が減少している。学校の中だけの友達関係では将来社会に出た時に不安に思うので、地域の中での子どもの居場所(集まる機会)作りが必要ではないか。(民生委員・児童委員協議会)
- ・子育て支援策、事業については最近では個別対応することが多くなっている。かつてのような多数の参加者を集めて、子育て講演会のようなことを開催するより、町民同士の交流や自助支援できる関わりを持てる事業に力を入れていく必要があるのではないか。(へぐりCO育てネット)
- ・要保護児童対策地域協議会を「経済的困難等を抱える子ども」という観点から、さらに活用することを検討していく。(奈良県中央こども家庭児童センター)

4 現状と課題のまとめ

実態調査及びヒアリング調査からみえてきた現状を踏まえ、貧困対策に取り組む上での課題を次の通りまとめました。

(1) 視点「子どもの健やかな育ち」 ● ● ● ● ● ● ●

- 生活貧困層において、朝食欠食や就寝時間などの子どもの生活習慣に乱れがみられることから、子どもが自己肯定感や生活習慣などの人間形成の基礎を育むことができるよう、乳幼児期からの対応が求められています。
- 生活貧困層において、授業の理解度が低い傾向がみられるとともに、学習塾などの習い事や家庭学習などの学校外の学習機会が少ない傾向がみられます。また、クラスの中でいじめを受けているなど、なんらかのことで嫌な思いをしている子どもが多くなっている傾向がみられます。学齢期の子どもが、確かな学力と豊かな人間性、健やかな体を育むことができる教育環境の整備が求められています。
- 生活貧困層において、親から感情的に叩かれたり、言葉の暴力を受けている子どもが多くなっている傾向がみられます。家庭環境や経済状況により、家庭学習が不十分であったり、家で一人で過ごすことの多い子どもに対する、家庭機能を補完するための取組が求められています。

(2) 視点「保護者の養育環境」 ● ● ● ● ● ● ●

- 生活貧困層において、保護者の就業形態が契約社員・派遣社員、パート・アルバイトの割合が高い傾向がみられます。保護者の自立と就労を支援するとともに、収入の安定した正規雇用につなげる取組が求められています。
- 生活貧困層において、親の子ども頃の家庭環境が連鎖していることがみられます。貧困の連鎖を断ち切るためにも、母子保健、子育て支援、学校など、様々な関わりの中で、困難を抱える家庭を早期に把握し、支援につなぐための取組が求められています。
- 生活貧困層において、健康面での不調を感じている割合が高い傾向がみられます。また、家庭において配偶者と相談したり頼ったりできない傾向があるとともに、子育てにおける経済的な負担であったり、子育てから解放されたいと思う傾向がみられます。困難を抱える家庭を地域全体で見守り、支える取組が求められています。



計画の基本的な考え方

1 基本理念

すべての子どもは、これからの社会を担う大切な存在です。子ども一人一人が心身ともに健やかに育つことは親や家族をはじめ、すべての住民に共通する願いでもあります。

また、「子供の貧困対策に関する大綱」にうたわれているように、すべての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、すべての子どもはその生命と人権が尊重されなければなりません。

本町では、平群町第5次総合計画において「子どもの歓声がきこえ、住み続けたいと実感できるまち平群」、「人と人がつながる心豊かなまち平群」という子どもに関する基本理念を掲げています。その実現のためにも、行政をはじめ、家庭、地域がそれぞれの役割を果たしながら、連携・協力を図り、社会全体で子どもの未来を応援する新しい支え合いの仕組みを築いていかなければなりません。

子どもの未来を応援する取組は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下、本計画では、すべての子どもが健やかに成長することを願い、子どもの視点に立ち、「子どもの最善の利益」が保障されるまちづくりを目指し、以下の理念を掲げます。

基本理念

**平群町のすべての子どもの人権を尊重し、
健やかな成長を応援します**

2 基本目標

基本理念である「平群町のすべての子どもの人権を尊重し、健やかな成長を応援します」を実現していくため、「子どもの健やかな育ち」、「保護者の養育環境」を視点として、特にこの計画期間においては、次の2つの目標を基本目標として目指していくものとします。

(1) 家庭・地域と連携し、子どもの「生きる力」を支え育みます ●●●

子どもが生まれ育った環境や家庭の経済状況に左右されることなく、多様で変化の激しい社会の中で、たくましく生き抜く基礎を育むことが必要です。また、将来の夢や志をもち、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、問題を解決する資質や能力などを培うことが必要です。

地域の資源を活かし、行政、教育関係者、ボランティア等と連携を図りながら、子どもの発達や学習の連続性を重視し、学ぶ意欲や自己肯定感を高める取組を推進するとともに、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」をバランスよく育てます。

(2) 子どもの生活を支える家庭環境を支援します ●●●

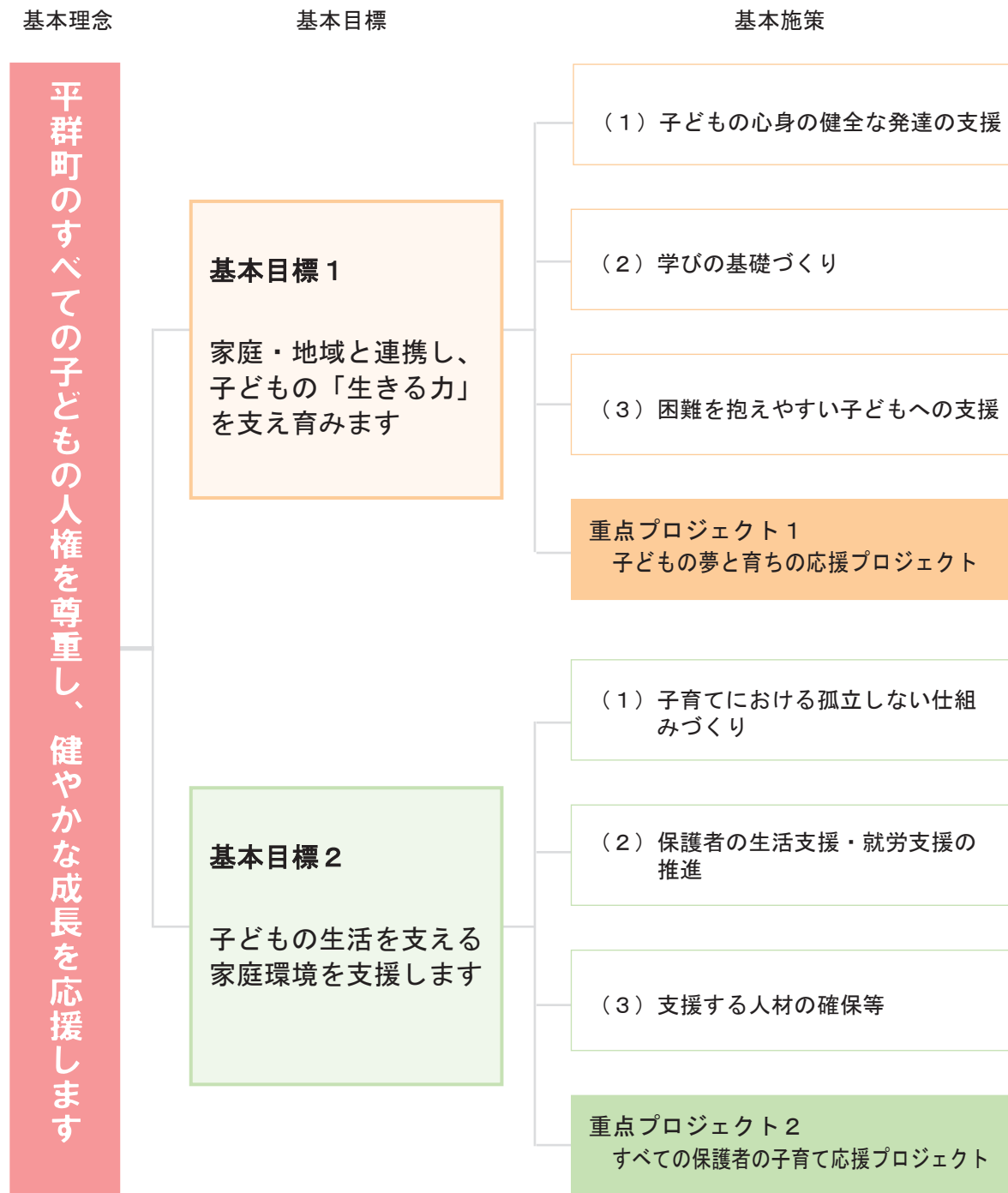
すべての子育て家庭が、妊娠・出産期を経て乳幼児期の育児について、適切な助言やサービスを受けることができ、子ども及びその保護者が社会的孤立に陥ることのないよう支援していくことが必要です。

支援に漏れがないよう制度の周知を継続して行うとともに、子育て支援や生活支援、就労支援、経済的支援等、総合的な支援に努めます。

また、親子同士の交流を通して気軽に相談できる場を提供することにより、必要な世帯に支援が行き届き、様々な世代の人々が身近な地域で子育てを支援できる環境づくりを推進します。

3 計画の体系

計画を着実に推進するため、庁内関係課及び関係機関・団体の連携強化を図ります。
子どもや保護者が抱える課題や支援へのニーズに対応できるよう、事業展開を行います。





施策の展開

基本目標 1 家庭・地域と連携し、子どもの「生きる力」を支え育みます

基本施策（１）子どもの心身の健全な発達の支援 ● ● ● ● ● ● ●

【現状と課題】

乳幼児期は、子どもが基本的な生活習慣の定着や自己肯定感、人に対する基本的な信頼感などの人間形成の基礎を培う時期です。

家庭における偏った栄養摂取や朝食欠食等、食生活の乱れや肥満・^{そうしん}痩身等の課題があげられることから、子どもの心身の健全な発達のため、食育や健康教育を推進していく必要があります。

【今後の方向性】

①乳幼児期の子どもの育ちの支援

困難を抱える家庭の子どもを含むすべての乳幼児期の子どもが、人間形成の基礎を育む環境を整えるため、こども園における質の高い就学前の教育・保育の提供を図ります。

②体力づくり・食育の推進

乳幼児期は、子どもの健やかな発育、発達や健康の基盤が作られ、食習慣や生活習慣の形成に重要な時期です。こども園、学校や地域と連携した体力づくりや、食育の取組などを通して、子どもの発育状況、栄養状態を把握し、必要に応じた栄養が確保できるよう努めます。



基本施策（２）学びの基礎づくり ●●●●●●●●

【現状と課題】

子ども一人一人が学びの基礎力を培うために、学びの自立、生活上の自立、精神的な自立の基礎を培うことが重要です。小中学校においては、子ども一人一人が確かな学力を身に付けることができるように、基礎的・基本的な知識・技能を習得し、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等を培うとともに、主体的に学習に取り組む態度を身につけることが必要です。

【今後の方向性】

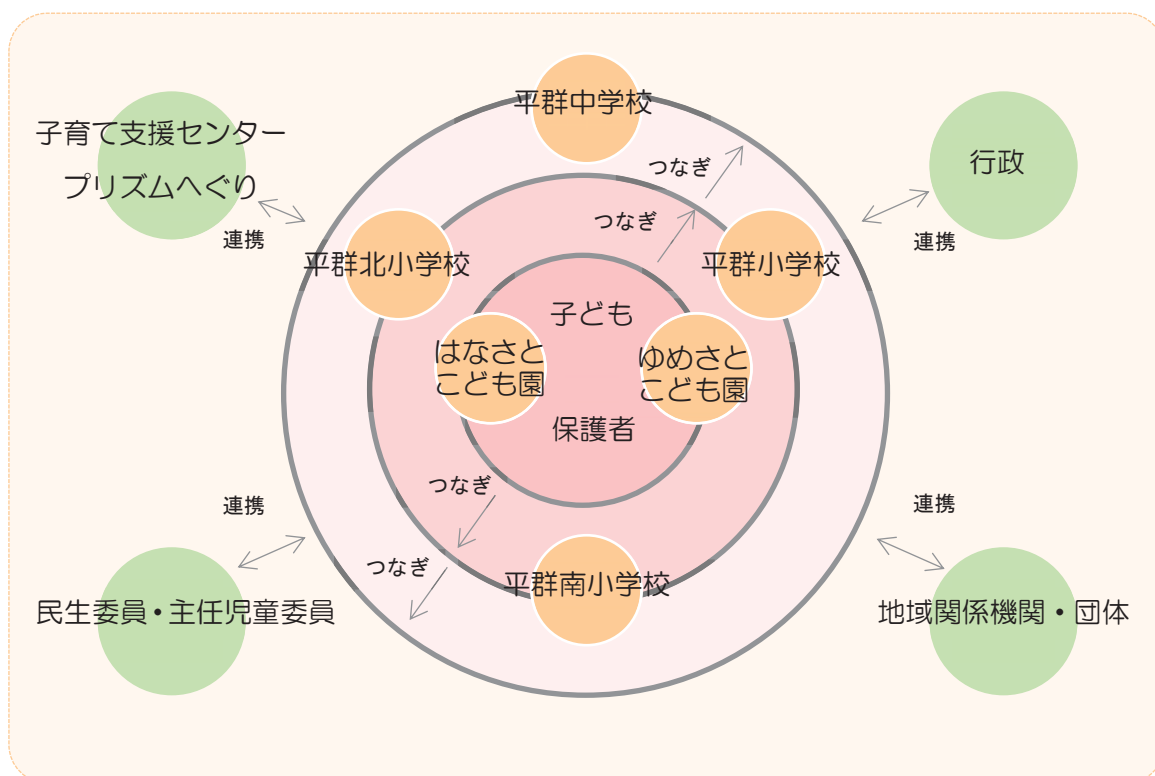
①基礎的・基本的な学力の定着と向上

学校に通う子どもの基礎的な学力が保障されるよう、全国学力・学習状況調査を活用し、子どもの学力や学習状況を把握・分析し、学力向上に向けた取組を行います。

②保幼小中連携の推進

入学・進学等、接続期の子どもの心理的不安を和らげ、学ぶ意欲や自己肯定感を高めるため、学習面や生活面での課題を明らかにするとともに、保幼・小・中を見通し、地域の関係機関・団体との支援により、子どもの育ちと学びの連続性を重視した連携教育を進めます。

【子どもの健やか育ちを支援する平群町の保幼小中連携教育体制】



③豊かな心を育む多様な体験活動

子どもの自己肯定感の向上につながる様々な体験や活動の場を提供します。活動を通しての達成感や役割を果たし、他者から認められる経験を重ねて、自分への肯定的な気づきを得られるような様々な活動への取組を進めます。

④学校図書館の活用推進

学校図書館を活用した情報活用能力や読解力の育成とともに、子どもの居場所を確保できるよう、学校図書館の環境整備を行います。また、図書館司書による子どもの読書活動を推進します。

⑤キャリア教育の充実

子どもが自分の生き方について考え、働くことにも関心を持つことができるように、学校や家庭が連携した進路指導とサポート体制を充実していきます。

⑥個に応じたきめ細やかな教育の推進

スクールカウンセラーをはじめ、関係機関、保護者との連携により、児童生徒の悩みを積極的に受け止める校内の教育相談体制の充実を図ります。

また、学校を窓口として、生活困窮世帯の子どもたちと保護者を早期の段階で生活支援や福祉制度につなげていきます。

⑦学びをささえる就学支援の推進

貧困の連鎖を断ち切るためのプラットフォームとして学校を位置づけ、総合的な子どもの未来応援対策を展開します。学校に通う子どもたちが、家庭環境などに左右されることなく、主体的・対話的で深い学びを通じて確かな学力や自己肯定感を育てます。

また、意欲と能力のある学生等が経済状況にかかわらず大学等への就学の機会を得られるよう、経済的支援、人的支援、社会・文化的支援に関する情報提供を行います。

⑧不登校対策の推進

不登校への不安や子育ての困難さの軽減と解消に向け、教育委員会・学校・保護者・関係機関と十分な連携をとり、「未然防止」「初期対応」「自立支援」に向けた総合的な取組を推進します。

基本施策（３）困難を抱えやすい子どもへの支援 ●●●●●●●●

【現状と課題】

貧困の状況にある子どもについては、これに伴って様々な不利を背負うばかりでなく、社会的に孤立して必要な支援が受けられず、一層困難な状況に置かれてしまうことが指摘されています。

生活保護世帯の子どもやひとり親家庭の子どもなど、支援を要する緊急度の高い子どもに対して優先的に施策を講じるよう配慮することが必要です。

【今後の方向性】

①発達に課題のある子どもへの支援

発達に課題のある乳幼児に対する早期相談・早期療育を推進するため、こども園等の関係機関と連携しながら、プリズムへぐりを中心に、発達支援を行います。

②里親制度の普及

様々な事情により親元で暮らすことのできない子どもを家庭に迎え入れ、育てていただける方を「里親」といいます。里親制度とは、児童福祉法に基づいて、里親として登録している方に、子どもの養育をお願いする制度です。奈良県の関係機関と連携し、広く制度の理解及び活用されるよう普及啓発します。



重点プロジェクト１ 子どもの夢と育ちの応援プロジェクト ●●●●●●●●

本町では、少子高齢化の進行が近隣自治体と比較しても顕著なことから、これに歯止めを掛けるべく「子育て支援No.1 宣言」を行い、行政が総力をあげて子育てを応援する施策を実施しています。

具体的には、妊婦健診への助成、幼保連携型認定こども園を設置し近隣町村よりも安価で充実した保育の実施、子育て支援センターを核とした各種相談事業の実施、すべての小学校へ安価で充実した学童保育所設置、そして平成28年8月より高校卒業（18歳）までの子ども医療費を無償化とするなど、子どもたちの成長に合わせた子育て施策は県内でもトップクラスの水準となっています。

本計画策定を通じて、これまでの取組をさらに発展させる「子どもの夢と育ちの応援プロジェクト」を立上げ、具体的事業を展開していきます。

子どもは、乳児から幼児期、そして学齢期と成長するにつれて、保護者から友だち、地域住民へと、さらには多くの大人たちとも接し、対話をしていきます。また、関わりをもつ関係機関など地域資源が変化していきます。

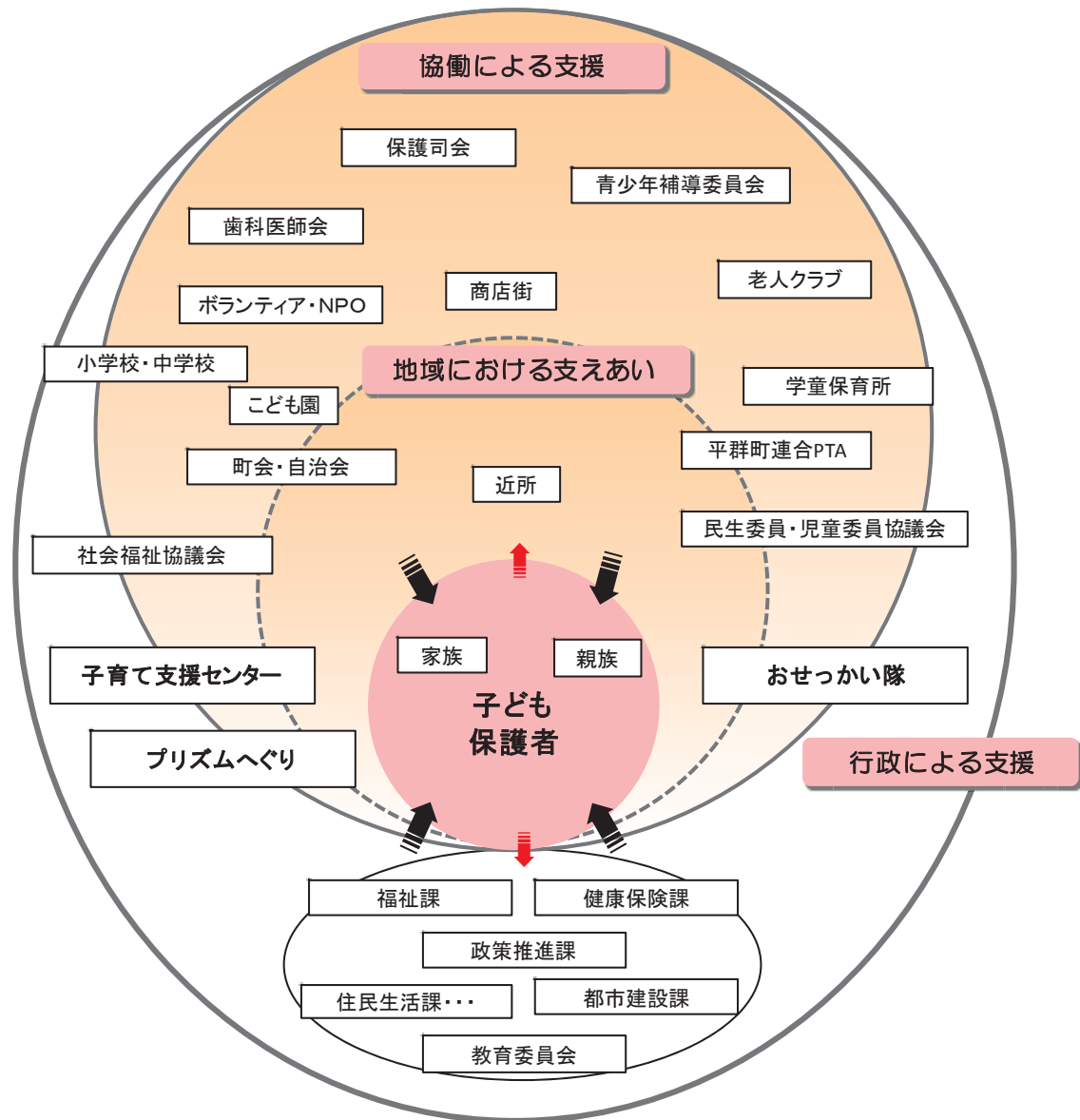
現在、本町では「子どもサミット」を開催するなど、町内小学校の児童による主体的な対話を大切にしています。

町内に住む子どもたち同士の隔たりなく活気のある暮らしを実現していくとともに地域の大人たちが、一人の子どもの育ちをあたたく見守り、地域の資源が入れ替わっても、メンバーや関係機関の間で引き継ぎが過不足なく行われ、時には子どもの居場所となり、時には子どもの学びの場となるなど、子育て支援に支障をきたすことがないことを目指す「子育て支援システム」（参考資料参照）の実現に向けて様々な取組を実施していきます。

「子育て支援システム」は行政主導のシステムではなく、地域の活力・創意工夫、そして行動により実現していきます。貧困対策として行われている先進的な取組を含め、行政は積極的に情報収集及び提供するとともに、各地区からはじめる「子育て支援システム」が町全体の仕組みとして動き出すよう支援をしていきます。



【平群町版子育て支援システムのイメージ】



〔年度スケジュール〕

具体的内容	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度
(仮称) おせっかい隊の準備・結成					
(仮称) おせっかい隊の拡充					
子育て世帯と地域資源との交流事業の実施					

基本目標 2 子どもの生活を支える家庭環境を支援します

基本施策（１）子育てにおける孤立しない仕組みづくり ●●●●●●●●

【現状と課題】

ひとり親家庭等において育児や家事、精神面・身体面の健康管理等、ひとり親家庭が直面する課題に対応するための相談支援を行うことが求められます。また、ひとり親家庭が定期的に集い、情報交換を行うとともに、お互いに悩みを打ち明けたり、相談し支え合う場が求められています。

【今後の方向性】

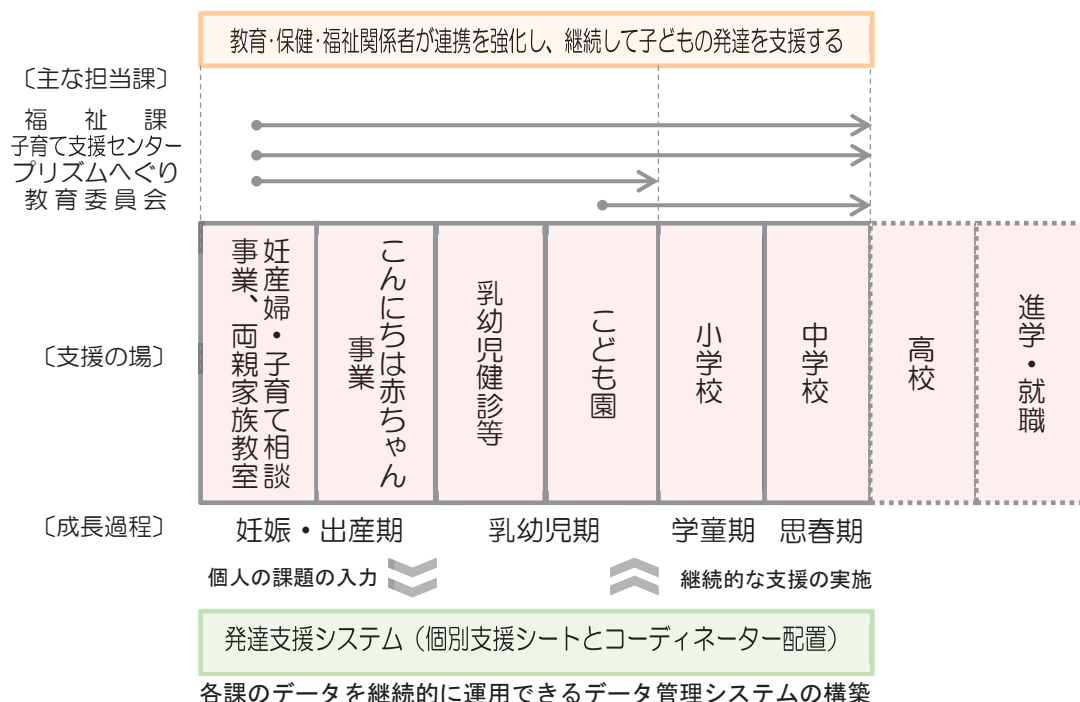
①妊娠・出産期からの切れ目のない支援

妊娠期から子育て期にかけて子どもの育ちを取り巻く関係者が連携して、一貫した支援体制を構築したシステムづくりを目指します。

出産・育児支援事業では、すべての妊婦に対する面談をはじめ、支援を必要とする女性が安心して相談したり救済を求めたりすることのできる機能を用意し、必要な支援につなぐ取組を進めます。

また、わかりやすい情報発信による窓口や支援への誘導を強化し、まちぐるみで子どもの貧困の理解を深める周知啓発事業を推進するとともに、支援につなぐための職員のスキルアップや知識向上に努めます。

【発達支援システムのイメージ】



基本施策（２）保護者の生活支援・就労支援の推進 ●●●●●●●

【現状と課題】

保護者の就労支援は、労働によって一定の収入を得て、生活の安定を図る上で重要であることはいうまでもありません。

収入面のみならず、家庭で家族がゆとりを持って接する時間を確保することや、親等の保護者が働く姿を子どもに示すことによって、子どもが労働の価値や意味を学ぶことなど、貧困の連鎖を防止する上で大きな教育的意義が認められることから、保護者の就労支援の充実を図る必要があります。

生活保護や各種手当などの支給により、世帯の生活の基礎を下支えしていくことが必要です。

【今後の方向性】

①保護者の就労に対する情報提供

保護者の就労支援として、奈良県中和・吉野生活自立サポートセンターやハローワークとの連携のもと、就業に関する相談など、就労支援についての情報提供を行います。

また、生活困窮者世帯の雇用形態の改善のため、キャリアアップのための職業訓練等の情報提供、斡旋を行います。

②暮らしを支える経済的支援

生活のための経済的支援として、生活保護、児童手当、子ども医療費助成事業、就学奨励費等の制度周知を徹底し、情報弱者が不利益を被ることがないように努めます。なお、子ども医療費助成事業については、窓口負担を無くすよう関係機関との協議を引き続き行うとともに、就学援助制度については、さらなる充実を図ります。

また、奈良県中和・吉野生活自立サポートセンターとの連携や県等で行われている事業を組み合わせることで、生活や仕事についての支援が行えるように努めます。

③保護者と子どもがリフレッシュやリラックスできる機会の支援

子育てに関する知識を提供する育児学級や子育て相談を通じて、保護者の不安を軽減し、保護者の養育力の向上を支援します。また、保護者と子どもがリフレッシュやリラックスできる機会を確保できるよう支援します。

基本施策（３）支援する人材の確保等 ●●●●●●●

【現状と課題】

家庭の経済状況等にかかわらず、安心して妊娠・出産し、子どもが健やかに育成されるよう、身近な地域で、妊産婦等の支援ニーズに応じて、妊娠期から子育て期にかけて切れ目ない支援を行える人材を確保していく必要があります。

【今後の方向性】

①子どもの貧困に対する地域の理解を深め、協力を呼びかける取組

行政・地域・団体等が行っている支援の成果と課題を確認し、既存の社会的資源やサービスを有効活用しながら、行政、地域の連携した取組の仕組みづくりを行います。

②多様な主体の活動を支援し、支援の選択肢を広げる取組

生活支援、学習支援等を担うボランティア人材を育成するとともに、子育て支援を行う活動支援や参加促進を図ります。

③地域全体で見守り、支えるネットワークづくり

児童虐待等で保護を要する児童、支援が必要とされる児童や保護者に対し、複数の機関で援助を行うための、要保護児童対策地域協議会を活用し、福祉・行政・教育・地域が連携して子どもの支援を行います。

④子どもの学習支援や子ども食堂などの居場所づくりに取り組むＮＰＯやボランティア団体等への支援

学習等に課題を抱える子どもたちについて、地域での学習の機会を提供することで、学力だけでなく地域との交流の機会等さまざまな学びの機会を提供します。

また、食事の提供支援として、学校給食の提供とともに、子ども食堂等の実施について地域の団体に対して働きかけを行います。

重点プロジェクト2 すべての保護者の子育て応援プロジェクト ●●●●●●●●

近年、子育て家庭では、地縁関係の希薄化などにより、自分の子どもを産むまで一度も赤ちゃんにふれたことがないなど、子育てに対する経験や知識が不足したまま親になる家庭が増えています。

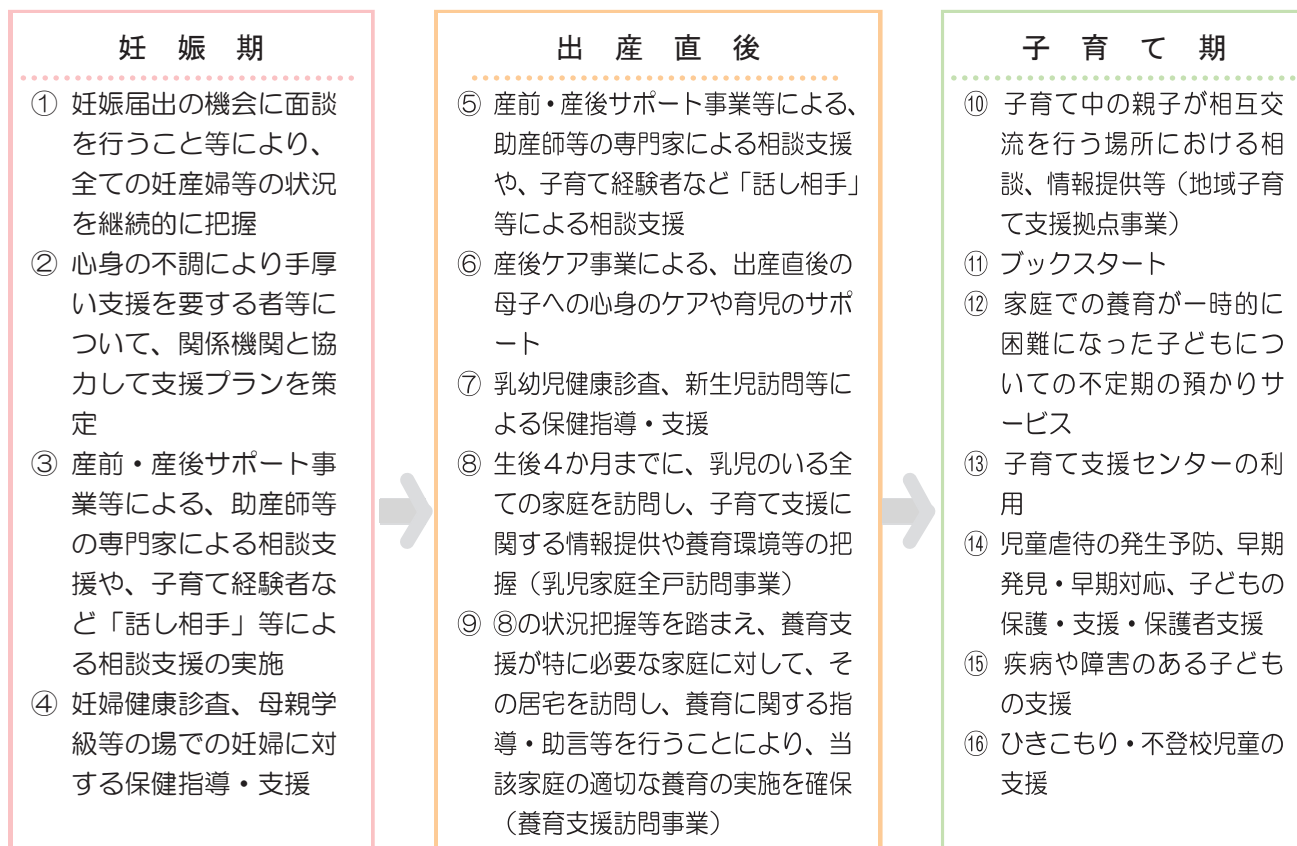
本町では、これまでの母子保健事業のさらなる向上に向けて、平成29年度より妊娠期における不安の軽減を図るために、妊婦同士や母親同士のつながりを深める「マタニティばふばふ」や、「産前・産後サポート事業」「不妊治療費の助成」など新規事業を開始します。

今後は、すべての保護者が安心して子育てできるよう、妊娠期から子育て期にかけて子どもの育ちを取り巻く関係者が連携して一貫した支援体制を整えていくことが必要であることから、（仮称）子育て世代包括支援センターの開設を検討します。

（仮称）子育て世代包括支援センターでは、コーディネーターを中心として、相談支援体制のワンストップ機能の強化を図ることや、現場で気づきを促すための啓発や支援を必要とする家庭の情報共有の仕組みを構築し、事業を展開していきます。

また、子どもの貧困対策推進の核となるコーディネーターの育成・配置を検討し、庁内・町全体・各地域それぞれの情報共有を図り、ネットワークを形成しながら、連携を強化します。

【想定される子育て世代包括支援センターの機能】



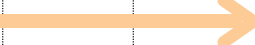
本町には、はなさとこども園内に子育て支援センター、ゆめさとこども園内に子育て支援室を有しており、子育て支援サービスなどに関する情報提供、相談及び助言を行う窓口を設置するとともに、子育て中の保護者と子どもが気軽に遊べる場として様々な事業を提供しています。子育て支援センターでは、地域子育て支援事業以外に、定期的に地域の方から、子どもの成長に伴い着れなくなった服や保育用品などを収集し、リサイクルコーナーや無料貸出コーナーを常設しています。

普段何気ない雰囲気の中で、子育て支援センターで行っている事業を通じて、より多くの子育て中の保護者が足を運べる拠点とし、困難を抱える家庭や配慮が必要な家庭等の抱えている問題をキャッチし、SOSを出しやすい環境づくりを行うとともに、関係機関と連携しながら支援につなげていく体制を整備していきます。

本町の子育て支援センターでは、18歳までの子どもたちを支援する場として特徴的な運営をしています。特に不登校児に対しては、子育て支援センターにおける、居場所づくり・学習意欲・学校への帰属意識を育むとともに、親に対して、声掛けや相談の傾聴に努めています。

今後も、子どもと親に寄り添うことにより、無理なく自然なかたちで学校への帰属と不安の解消に努めていきます。

〔年度スケジュール〕

具体的内容	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度
(仮称) 子育て世代包括支援センター設置に向けた検討会議開催					
(仮称) 子育て世代包括支援センターの整備					
(仮称) 子育て世代包括支援センターの運営					
不登校児対策の居場所の拡充					
不登校児対策についての関係機関との連携のあり方の検討					

〔 目標とする指標一覧 〕

本計画の実効性を確保するためには、各施策の取組の状況や成果を点検・評価し、次なる取組に活かしていくことが重要です。

本計画では、経済情勢が大きく変わろうとも、いかなることがあっても「子どもの健やか育ち」を保障していくことが必要です。そのため、次のとおり指標を設定し、評価します。

指標	プロジェクト	現状値 (平成 28 年度)	目指す値 (平成 33 年度)
困難な状況にある家庭※ 1	計画全般	24.0%	減少
この地域で子育てをしたいと思う親の割合※ 2	1	94.5% (平成 27 年度)	95.0%
育てにくさを感じたときに対処できる親の割合※ 2	1	90.7% (平成 27 年度)	92.0%
子どもの社会性の発達過程を知っている親の割合※ 2	2	3・4ヶ月 89.4% 1歳6ヶ月 97.0% 3歳6ヶ月 87.9% (平成 27 年度)	93.0% 93.0% 93.0%
子どもを虐待していると思われる親の割合※ 2	2	3・4ヶ月 3.8%※ ³ 1歳6ヶ月 18.0%※ ³ 3歳6ヶ月 37.4%※ ³ (平成 27 年度)	
むし歯のない3歳児の割合※ 2	2	81.3%	85.0%
乳幼児健康診査の未受診率※ 2	2	3・4ヶ月 1.6% 1歳6ヶ月 14.5% 3歳6ヶ月 17.1% (平成 27 年度)	1.3% 7.0% 9.0%
毎日朝食を食べている割合 (生活貧困層) ※ 1	2	小学生低学年 66.7% 小学生高学年 70.0% 中学生 80.6%	増加
いらいらして子どもにあたってしまう保護者の割合(生活貧困層) ※ 1	2	26.7%	減少

※ 1 平群町子どもの生活に関する実態調査に基づく指標です。

※ 2 第3次へぐりのびのび子育てプラン評価指標と合わせています。

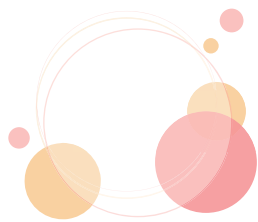
※ 3 子どもを虐待していると思われる親の割合については、以下の設問から設定しています。

設問：この数か月の間に、ご家庭で以下のことがありましたか？あてはまるものすべてに○を付けて下さい。

→1. しつけのし過ぎがあった 2. 感情的に叩いた 3. 乳幼児だけを家に残して外出した 4. 長時間食事を与えなかった 5. 感情的な言葉で怒鳴った 6. 子どもの口をふさいだ 7. 子どもを激しく揺さぶった 8. いずれも該当しない

※3歳児の間診では、選択肢は1から5. と8. だけを設定する。

⇒算出方法：選択肢を1～7の質問の内1つでも回答した人数/全回答者数×100



参考資料

1 「子育て支援システム」について

子育て支援システムについて

子どもの人権尊重という視点にたって、この世に生を受けた「子どもが育つ」うえで、その子どもを受け入れた社会、地域、家族はどのように支援する必要があるかという問いを立てて、子育て支援システムを考えてみよう。そのなかで、子どもの「親」を引き受けた大人が、子どもの育ちに責任をもつとはどういうことかということも考えたい。

図5は、子育て支援システム・モデルである。この図のポイントを指摘しておこう。

まず、①育つ主体は子どもである。大人や親が「子どもを育てる」から「子どもが育つ」への発想の転換である。②子どもは家族システムに属しているが、同時に、家族システムの外側に形成される子育て支援システムにも属することになる。このことは、子どもの育ちを親のみに全責任を負わせないことを意味する。③子どもの親は、ファミリー・サポート・センターの協力を得て、地域のなかで子どもの育ちを支援してもらえる「サポーター」を依頼し、保育所にも子育て支援を依頼して、子育て支援システムを構築する。子育て支援における親の責任は、子育て支援システムが円滑に機能するようにコーディネートし、連絡調整することである。子育て支援ネットワークの構築におけるキーワードは、「子どもの利益を最優先すること」である。④子どもの人権保障にかかわる公的機関は、個々の子育て支援システムをサポートためにネットワークを構築する。子ども人権センターは、子どもの人権保障をねらいとして、現在の児童相談所の機能、子どもオンブズパーソン機能、シェルター機能など、総合機関として設立されることが期待される。

子どもが成長するにつれて、図6のように、子育て支援システムは変化していく。重要なことは、子育て支援システムのメンバーや関係機関は入れ替わっても、メンバーや関係機関の間で引き継ぎが過不足なく行われ、子育て支援に支障をきたすことがないことである。

子どもの父親と母親とが離婚して子どもが母親とだけ生活することになっても、子育て支援システムが機能していれば、子どもの生育に支障をきたすことはないだろう。

図5 子育て支援システム

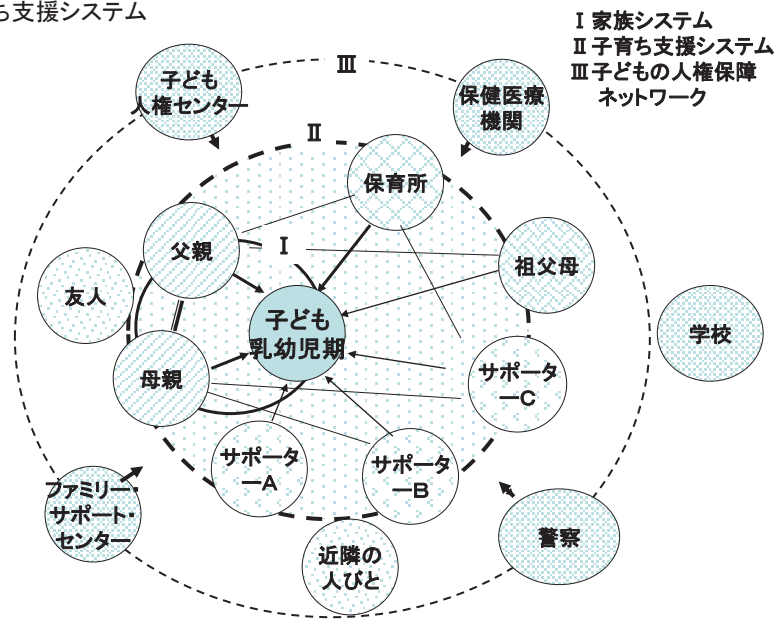
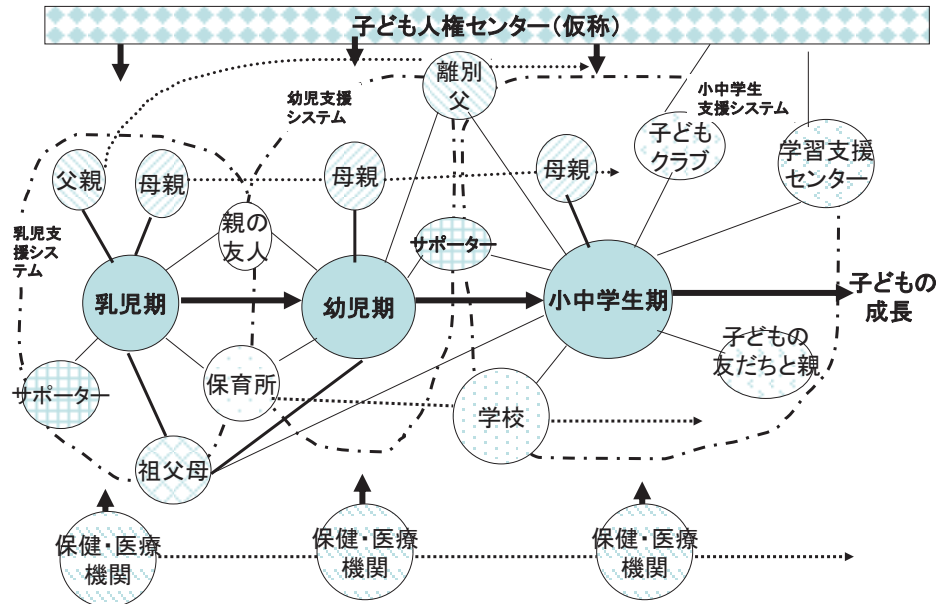


図6 子どもの成長過程と子育て支援システム



引用：神原文子 2015「社会システムとしての家族」清水新二・宮本みち子編著『新訂 家族生活研究—家族の景色とその見方』放送大学教育振興会 69-88.

2 策定経過

日 程	会 議 名 等	主 な 協 議 内 容
平成 28 年 9 月	平群町子どもの未来応援地域 対策協議会（第 1 回）	1 子どもの貧困対策に係る動向について 2 平群町地域子どもの未来応援交付金 事業について 3 平群町の子どもの貧困対策に関する 計画の策定について 4 実態把握のための調査の実施について
平成 28 年 10 月～12 月	平群町子どもの生活に関する 実態調査の実施	住民基本台帳より町内の中学 3 年生まで の子どもをもつ全世帯（1,300 世帯）に 実施
平成 28 年 12 月	平群町子どもの未来応援地域 対策協議会（第 2 回）	1 アンケート調査の結果について 2 ヒアリング調査の実施について 3 （仮）平群町子どもの未来応援計画の 目次（案） 4 その他（意見交換、今後のスケジュール 等）
平成 29 年 1 月	ヒアリング調査	学校関係、地域関係機関・団体、行政関係 に実施
平成 29 年 2 月	平群町子どもの未来応援地域 対策協議会（第 3 回）	1 ヒアリング調査結果について 2 計画骨子案について 3 その他（意見交換、今後のスケジュール 等）
平成 29 年 3 月	平群町子どもの未来応援計画 （骨子案）に対する町民意見 の募集（パブリックコメント）	1 役場福祉課での閲覧 2 平群町ホームページでの閲覧
平成 29 年 3 月	平群町子どもの未来応援地域 対策協議会（第 4 回）	1 パブリックコメントの結果について 2 （仮）平群町子どもの未来応援計画 （計画案）について

3 平群町子どもの未来応援地域対策協議会設置要綱

○平群町子どもの未来応援地域対策協議会設置要綱

(平成 28 年 5 月 30 日要綱第 16 号)

(目的)

第 1 条 この要綱は、子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成 25 年 6 月法律第 64 号）第 2 条の規定に定められる基本理念にのっとり、本町の子どもの貧困対策等を総合的に推進し、子どもたちの発達・成長段階に応じて切れ目なくつなぐ地域ネットワークを形成し支援するため、平群町子どもの未来応援地域対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議検討を行う。

- (1) 子どもたちをとりまく生活環境の実態把握に関すること。
- (2) 子どもの未来応援地域ネットワーク形成支援事業実施計画の策定又は変更等の協議に関すること。
- (3) 地域ネットワークの形成及び支援方策に関するシステムの構築及び実践に関すること。
- (4) その他子どもの貧困対策等に関すること。

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 15 人以内で組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱または任命する。

- (1) 子どもの貧困対策に関して十分な学識と経験を有する者
- (2) 児童関係機関の代表
- (3) 児童関係団体の代表
- (4) その他町長が必要と認める者

(運営)

第 4 条 協議会に、次に掲げる会議を設置する。

- (1) 前条の規定により町長から委嘱または任命された委員によって構成する代表者会議
- (2) 学齢期の子どもや青少年、若者、また妊娠期から未就学の子どもや保護者に直接関わりを有している機関及び今後関わりを有する可能性がある機関等（以下、「関係機関」という。）の担当者で構成する実務者会議
- (3) 個別の児童に係わる関係機関の担当者で構成する個別ケース会議

(任期)

第 5 条 委員の任期は 3 年とし再任を妨げない。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第 6 条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

4 前項の場合においては、会長は、委員として議決に加わる権利を有しない。

(委員以外の者の出席)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第9条 協議会の構成員及び構成員であったものは、協議会の職務に関し知り得た秘密を漏らしてはならない義務がある。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、福祉課及び子育て支援センターにおいて処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

1 この要綱は、公布の日から施行する。

2 この要綱の施行の日の以後の最初に開かれる協議会の会議は、第7条第1項の規定に関わらず、町長が招集する。

4 平群町子どもの未来応援地域対策協議会名簿

	所 属 等	氏 名	備 考
1	神戸学院大学現代社会学部 現代社会学科教授	神原 文子	会 長
2	奈良県健康福祉部こども・女性局 こども家庭課長	乾 新弥	
3	奈良県中央こども家庭相談センター こども支援課長	村井 有子	
4	平群町校園長会副会長	稲 浦 聡	
5	平群町教育委員会総務課長	西 本 勉	
6	平群町健康保険課長	辰巳 育弘	
7	平群町連合PTA会長	宮本 次郎	
8	平群町子ども会育成者連合会会長	堅尾 幸司	
9	母子寡婦福祉会会長	堀内 やよい	
10	平群町民生委員・児童委員協議会会長	神矢 和義	会長代理
11	平群町青少年補導委員会 代表	中石 一夫	
12	奈良県中和福祉事務所 保護第二課長	東谷 健司	
13	平群町議会 文教厚生委員会副委員長	植田 いずみ	
14	平群町保護司会会長	浅野 恭生	
15	平群町社会福祉協議会事務局長	西 林 均	

(順不同・敬称略)

平群町子どもの未来応援計画

発 行：平群町

編 集：平群町福祉課

発行年月：平成 29 年 3 月

〒636-8585

奈良県生駒郡平群町吉新 1-1-1

電 話：0745-45-1001

FAX：0745-45-0100

